

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 4－外2－67

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年1月25日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 スラヴォミール・クルパ
(Slawomir KRUPA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 ブルバール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 300,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	2022年10月21日
効力発生日	2022年10月31日
有効期限	2024年10月30日
発行登録番号	4－外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
4－外2－1	2022年11月18日	288,600,000円	該当事項なし	
4－外2－2	2022年11月18日	569,000,000円	該当事項なし	
4－外2－3	2022年11月18日	118,000,000円	該当事項なし	
4－外2－4	2022年11月22日	568,000,000円	該当事項なし	

4－外2－5	2022年12月1日	1,100,000,000円	該当事項なし
4－外2－6	2022年12月2日	23,000,000メキシコ・ペソ (157,550,000円)	該当事項なし
4－外2－7	2022年12月14日	771,000,000円	該当事項なし
4－外2－8	2022年12月15日	1,595,000,000円	該当事項なし
4－外2－9	2022年12月20日	941,000,000円	該当事項なし
4－外2－10	2022年12月20日	430,000,000円	該当事項なし
4－外2－11	2022年12月21日	2,145,000,000円	該当事項なし
4－外2－12	2022年12月21日	8,046,000米ドル (1,067,704,200円)	該当事項なし
4－外2－13	2022年12月22日	3,000,000米ドル (395,970,000円)	該当事項なし
4－外2－14	2023年1月5日	1,500,000,000円	該当事項なし
4－外2－15	2023年1月6日	2,500,000米ドル (326,175,000円)	該当事項なし
4－外2－16	2023年1月19日	2,055,000,000円	該当事項なし
4－外2－17	2023年1月20日	330,000,000円	該当事項なし
4－外2－18	2023年1月20日	5,033,000米ドル (656,655,510円)	該当事項なし
4－外2－19	2023年1月23日	3,000,000米ドル (397,740,000円)	該当事項なし
4－外2－20	2023年2月17日	7,428,000,000円	該当事項なし
4－外2－21	2023年2月17日	23,661,000米ドル (3,225,704,130円)	該当事項なし
4－外2－22	2023年2月17日	1,369,000,000円	該当事項なし
4－外2－23	2023年3月6日	8,080,000豪ドル (726,957,600円)	該当事項なし
4－外2－24	2023年3月6日	5,149,680米ドル (693,249,922円)	該当事項なし
4－外2－25	2023年3月15日	2,000,000ニュージーランド・ドル (165,700,000円)	該当事項なし
4－外2－26	2023年3月17日	7,020,000米ドル (917,233,200円)	該当事項なし
4－外2－27	2023年3月17日	1,134,000,000円	該当事項なし
4－外2－28	2023年3月28日	3,000,000米ドル (399,960,000円)	該当事項なし
4－外2－29	2023年4月18日	1,517,000,000円	該当事項なし
4－外2－30	2023年4月19日	2,000,000米ドル (270,300,000円)	該当事項なし

4－外2－31	2023年4月19日	2,000,000豪ドル (182,800,000円)	該当事項なし
4－外2－32	2023年4月19日	888,000,000円	該当事項なし
4－外2－33	2023年4月19日	3,979,000米ドル (533,703,270円)	該当事項なし
4－外2－34	2023年4月19日	42,000,000円	該当事項なし
4－外2－35	2023年4月28日	968,000,000円	該当事項なし
4－外2－36	2023年5月23日	2,611,000,000円	該当事項なし
4－外2－37	2023年5月23日	6,875,000米ドル (960,918,750円)	該当事項なし
4－外2－38	2023年5月23日	831,000,000円	該当事項なし
4－外2－39	2023年6月19日	4,531,000,000円	該当事項なし
4－外2－40	2023年6月19日	4,063,000米ドル (583,568,690円)	該当事項なし
4－外2－41	2023年6月19日	527,000,000円	該当事項なし
4－外2－42	2023年6月19日	99,000,000円	該当事項なし
4－外2－43	2023年7月10日	3,000,000米ドル (424,740,000円)	該当事項なし
4－外2－44	2023年7月19日	581,000,000円	該当事項なし
4－外2－45	2023年7月19日	4,612,000米ドル (643,512,360円)	該当事項なし
4－外2－46	2023年8月15日	1,650,000,000円	該当事項なし
4－外2－47	2023年8月16日	1,791,000,000円	該当事項なし
4－外2－48	2023年8月16日	7,394,000米ドル (1,081,150,680円)	該当事項なし
4－外2－49	2023年8月16日	16,000,000円	該当事項なし
4－外2－50	2023年8月16日	2,820,000,000円	該当事項なし
4－外2－51	2023年9月12日	5,000,000米ドル (745,400,000円)	該当事項なし
4－外2－52	2023年9月19日	657,000,000円	該当事項なし
4－外2－53	2023年9月19日	10,154,000米ドル (1,513,758,320円)	該当事項なし
4－外2－54	2023年10月19日	2,328,000米ドル (350,084,640円)	該当事項なし
4－外2－55	2023年11月17日	956,000,000円	該当事項なし
4－外2－56	2023年11月17日	1,119,000米ドル (165,779,850円)	該当事項なし
4－外2－57	2023年11月17日	87,000,000円	該当事項なし
4－外2－58	2023年11月22日	516,000,000円	該当事項なし

4－外2－59	2023年12月13日	950,000,000円	該当事項なし
4－外2－60	2023年12月20日	440,000,000円	該当事項なし
4－外2－61	2023年12月20日	339,000,000円	該当事項なし
4－外2－62	2023年12月20日	919,000米ドル (130,341,770円)	該当事項なし
4－外2－63	2024年1月10日	391,000,000円	該当事項なし
4－外2－64	2024年1月23日	135,000,000円	該当事項なし
4－外2－65	2024年1月23日	10,000,000円	該当事項なし
4－外2－66	2024年1月23日	1,290,000米ドル (191,178,000円) (注)	該当事項なし
実績合計額		62,602,435,892円	減額総額 0円

(注) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは2024年1月31日に行われる予定であり、本書提出日現在まだ完了していない。本欄に記載された社債の円貨換算額は1米ドル＝148.20円の換算率（2024年1月22日現在の株式会社三菱UFJ銀行により発表された米ドル／円の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値）による。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 437,397,564,108円

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

該当事項なし。

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ソシエテ・ジェネラル 2029年2月7日満期 SGIオペ ラ・プラス戦略指数連動クー ポン付 円建て社債 (以下「本社債」という。)	300,000,000円(注1)	300,000,000円(注1)	マネックス証券株式会社 東京都港区赤坂一丁目12番32 号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は10万円である。

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2024年2月7日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から2028年2月7日（同日を含まない。）までの各利息計算期間（以下に定義する。）について： 年率0.70%
- (2) 2028年2月7日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの利息計算期間（以下「変動利息計算期間」という。）について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率（年率）

$$0.70\% + 100\% \times \left(\frac{\text{最終価格}}{\text{当初価格}} - 1 \right) - 0.70\% \times 5$$

ただし、パーセント表示における小数第7位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.70%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.70%とする。

「計算代理人」、「最終価格」および「当初価格」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、I 本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、III 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2025年2月7日を初回として、満期日（同日を含む。）までの期間、毎年2月7日（以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2029年2月7日であり、翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。（注2）

「翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日とする調整方法をいう。

「営業日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ、TARGET営業日（以下に定義する。）である日をいう。

「TARGET営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer System）（通称「TARGET」または「T2」）または当該システムの後継もしくは代替のシステムが営業を行っている日をいう。

本社債は、2024年2月6日（以下「発行日」という。）に、ソシエテ・ジェネラル（以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。）の債務証券発行プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し、発行会社および主支払代理人たるソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ・エスエー（以下「主支払代理人」という。）その他の当事者により締結された2021年6月4日付変更改定済代理契約（その後の変更を含む。以下「代理契約」という。）に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ヴィ（以下「ユーロクリア」という。）および／または（場合により）クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム」という。）によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2021年6月4日付約款（以下「約款」という。）の利益を享受する。本社債は、いずれの証

券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。）にも上場されない予定である。

- (注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。
- (注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還されない限り、満期日に、満期償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、III 本社債の要項の概要、(2) 通常の場合での償還、(A) 満期償還額」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、III 本社債の要項の概要、(2) 通常の場合での償還」の「(A) 満期償還額」、「(B) 特別事由による償還」および「(C) 期限前償還」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、III 本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・フランスS.A.S.（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期発行体格付を、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド（以下「S&P」という。）からAの長期発行体格付を、またフィッチ・レーティングス・アイルランド・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ(<https://ratings.moody.com/japan/ratings-news>)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページ）の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額面金額の 100%	2024年1月25 日から同年2 月6日まで	額面 10万円単位	なし	売出人の日本 における本店 および各支店 (注1)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2024年2月7日（日本時間）である。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令2016/97/EU（その後の改正または全面改定を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii)規則(EU)2017/1129号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

I 本書における定義

「最終価格」とは、

最終評価日における参照指数終値をいう。ただし、下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「当初価格」とは、

当初評価日における参照指数終値をいう。ただし、下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「評価日」とは、

2024年2月7日（以下「当初評価日」という。）および満期日の10予定取引所営業日前の日（以下「最終評価日」という。）をいう。ただし、これらの日のいずれかが障害日（下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生の帰結」に定義する。）である場合、下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生、障害日の発生の帰結」の規定に従って延期される。疑義を避けるために、上記の10予定取引所営業日前の日は当該日において決定され、その後に最終評価日と満期日の間の予定取引所営業日の日数が変わった場合でも調整は行わないことを明記する。

「参照指数」とは、

SGIオペラ・プラス戦略指数をいう。ただし、下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「参照指数終値」とは、

本指数計算代理人が公表する関連する評価日における参照指数の公式な最終の水準をいう。ただし、インデックス・ルールの規定に服する。

「予定取引所営業日」とは、

(a)本取引所および関連取引所がそれぞれの通常取引セッションの間の取引のために営業を予定しており、かつ、(b)インデックス・スポンサーが参照指数終値を発表することを予定している日をいう。

「本指数計算代理人」とは、

コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーをいう。

「インデックス・ルール」とは、

随時修正、補足および／または改定される参照指数のルールをいい、当該ルールで規定される場合には、SGIグローバル・メソドロジーにより補足されることがある。本社債の保有者は、インデックス・スポンサーに対して書面により請求することで、インデックス・ルールを入手することができる。

「本取引所」とは、

関連する指数構成資産（場合により、当該指数構成資産の基礎となる有価証券、指数その他の金融商品を含む。）が取引されていると計算代理人が判断する主要な取引所、取引市場もしくは相場システムまたはその後継もしくは代替の取引所、取引市場もしくは相場システムをいう。

「関連取引所」とは、

そこにおける取引が参照指数または指数構成資産に関する先物取引およびオプション取引の全体的な市場に対して重大な影響を有すると計算代理人が判断する各取引所もしくは相場システムまたはその後継もしくは代替の取引所もしくは相場システムをいう。

「インデックス・スポンサー」とは、

ソシエテ・ジェネラル・インデックス（SGI）事業ユニットを通じて行為するソシエテ・ジェネラルをいう。ただし、下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の場合での償還、(A) 満期償還額、参照指数に影響を及ぼす事由の発生」の規定に服する。

「SGIグローバル・メソドロジー」とは、

(1)SGIインデックス・グローバル・メソドロジー（2010年6月8日付初版）、(2)SGIインデックス・グローバル・メソドロジー（2016年1月1日付更新版）、(3)グローバル・インデックス・メソドロジー（2017年1月16日付更新版）、(4)グローバル・インデックス・メソドロジー（2019年11月25日付更新版）、(5)グローバル・インデックス・メソドロジー（2020年7月20日付更新版）または（場合により）(6)SGIインデックス・グローバル・メソドロジー（2023年7月24日最新版）をいい、これらの各メソドロジーは参照指数の計算および管理に係る手続、参照指数および指数構成資産に影響を与える可能性のある重大な事由等について規定するものであるが、いかなる場合においても、インデックス・ルールがかかるメソドロジーに明示的に言及している場合のみ、参照指数に適用される。疑義を避けるために、「SGIグローバル・メソドロジー」という用語は、今後当該メソドロジーの更新版が公表され、インデックス・ルールに基づき参照により組み込まれる場合、かかる更新版を含むものと解釈することができることを明記する。

「指数構成資産」とは、	本社債について、インデックス・ルールに定められる (i)資本性金融商品、(ii)コモディティ商品、(iii)負債性金融商品、(iv)デリバティブ等、(v)市場データおよび／もしくは(vi)原SGIインデックスまたはそれらいずれかの組み合わせをいう。指数構成資産は、関連するインデックス・ルールの定めに従って随時変更されることがある。
「資本性金融商品」とは、	(i)株式、ファンド受益権もしくはETF投資口であって、コモディティ商品ではないもの、(ii)上記に関する原インデックスまたは(iii)インデックス・ルールに定めるその他の類似の商品をいう。
「コモディティ商品」とは、	(i)アルミニウム、大麦、キャノーラ、石炭、カカオ、コーヒー、銅、とうもろこし、綿花、原油、ディーゼル燃料、電力、排出権、重油、軽油、ガソリン、金、灯油、鉄、ジェット燃料、鉛、家畜、木材、牛乳、天然ガス、ニッケル、オート麦、オレンジジュース、パラジウム、パーム油、プラチナ、菜種、米、ゴム、銀、大豆、鉄鋼、砂糖、錫、小麦、亜鉛等の取引用もしくは商業用の物品、より一般的にはあらゆる商品（以下「現物商品」という。）、(ii)現物商品を最終的な原資産とする、規制され、もしくは整備された市場で取引される先物、オプションその他の契約、(iii)現物商品を最終的な原資産とするファンド受益権もしくはETF投資口、(iv)上記に関する原インデックスまたは(v)インデックス・ルールに定めるその他の類似の商品をいう。
「負債性金融商品」とは、	(i)債券（仕組債を含む。）、社債（ユーロ・ミディアム・ターム・ノートを含む。）、より一般的には発行者の債務を表章するその他の負債性金融商品、(ii)上記に関する原インデックスまたは(iii)インデックス・ルールに定めるその他の類似の商品をいう。
「デリバティブ等」とは、	(i)ワラント、店頭スワップ、先物、オプション、店頭オプションその他の規制され、もしくは整備された市場において取引される契約であって、（いずれについても）コモディティ商品ではないもの、(ii)上記に関する原インデックスまたは(iii)インデックス・ルールに定めるその他の類似の商品をいう。

「市場データ」とは、	(i)レート（金利、外国為替レートまたはスワップレートを含む。）、スプレッドその他のインデックス・ルールにおいて「市場データ」として指定されるデータまたは(ii)上記(i)に記載されるデータに関する指数もしくは類似の金融商品（ただし、いかなる場合においても、原インデックスまたは原SGIインデックスを除く。）をいい、類似の金融商品の場合には、インデックス・ルールにおいて「市場データ」として指定される。
「SGIインデックス」とは、	ソシエテ・ジェネラルの指数をいう。
「原SGIインデックス」とは、	指数構成資産であるSGIインデックスをいう。
「株式」とは、	会社の普通株式をいう。
「ファンド」とは、	ファンド受益権を発行するミューチュアル・ファンド、投資会社その他の共同投資ビークル（ETFを除く。）をいう。
「ファンド受益権」または「受益権」とは、	いずれかのファンドについて、当該ファンドの投資口または受益権をいう。
「ETF」とは、	いずれかの本取引所で取引されるETF投資口を発行するファンドをいう。
「ETF投資口」とは、	いずれかのETFについて、当該ETFの投資口または受益権をいう。
「原インデックス」とは、	参照指数に含まれるバスケット構成資産を構成する指数をいう。
「店頭オプション」とは、	店頭取引の対象となるオプションをいい、店頭プット・オプション、店頭コール・オプション、金利キャップ、金利フロア、レシーバー・スワップションまたはペイヤー・スワップションその他のインデックス・ルールにおいて「店頭オプション」として指定される金融商品が含まれるが、これらに限られない。
「バスケット構成資産」とは、	インデックス・ルールに別段の定めがない限り、原SGIインデックスおよび市場データ以外の指数構成資産をいう。
「変動利払日」とは、	満期日をいう。
「計算代理人」とは、	ソシエテ・ジェネラルをいう。

II 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、参照指数の動向により直接的に影響を受ける。したがって、関連するリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人およびそれらの関連会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の所持人（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、参照指数の水準、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

利率変動リスク

変動利息計算期間に係る本社債の利息額は、最終評価日における参照指数終値によって変動する。

中途売却価格に影響する要因

満期日前の本社債の価値および売買価格は様々な要因に影響される。ただし、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。以下に、他の要因が一定であり、ある要因のみが変動したと仮定した場合に予想される本社債の売買価格への影響を例示した。

① 参照指数

一般的に、参照指数の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、参照指数の上昇は本社債の価値に良い影響を与えると予想される。

② 金利

一般的に、円金利の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、円金利の下落は本社債の価値に良い影響を与える。ただし、かかる影響の度合いは、参照指数の水準や本社債の満期日までの期間により変動する。

③ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる評価は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

④ 発行会社の財政状態、経営成績および信用状況

発行会社の財政状態、経営成績または信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

参照指数の主な変動要因

参照指数の主な変動要因としては以下のものが挙げられるが、これらに限定されるものではない。

① 価格変動リスク

参照指数の値動きは、原SGIインデックスの構成資産である株式先物、債券先物、短期金利先物、為替先物、コモディティ先物等の価格の変動の影響を受ける。これらの値動きが参照指数の期待と異なるものとなった場合、参照指数の下落要因となる。

② 為替変動リスク

参照指数の構成資産は、株式先物、債券先物、短期金利先物、為替先物、コモディティ先物等を構成資産とするインデックスであることから、為替変動の影響を受けるが、体系的な為替のヘッジを組み入れている。しかしながら、この為替ヘッジはすべての為替リスクを排除するものではなく、参照指数は限定的に為替変動の影響を受ける。なお、本社債は円建てであるため、元本部分に為替リスクはない。

③ 先物市場に関するリスク

参照指数の構成資産は、株式先物、債券先物、短期金利先物、為替先物、コモディティ先物等を構成資産とするインデックスであることから、その構成資産である先物市場の需給、金利の変動等の影響を受ける。これらの影響により、参照指数が期待する投資成果の実現が困難になるおそれがある。

④ カントリーリスク

参照指数の構成資産であるインデックスが算出対象とする先物市場の所在国・地域における政治、経済および社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合、参照指数が期待する投資成果の実現が困難になるおそれがある。

⑤ その他のリスク

予期せぬ取引所閉鎖や長期にわたる売買停止等が発生した場合には、参照指数の算出の継続が困難になるおそれがある。下記「Ⅲ 本社債の要項の概要、(2) 通常の状態での償還、(A) 満期償還額、参照指数に関する情報」の項も参照のこと。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、売出人、計算代理人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で、現物、先物およびオプション市場での取引を経常的に行うことができる。発行会社、売出人、計算代理人またはそれらの関連会社は、法規制上問題のない範囲で、現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本社債の価格および参照指数に影響を与える可能性がある。

指数に関するリスク

参照指数の構成資産の追加、削除および代替に関するインデックス・スポンサーの方針ならびにインデックス・スポンサーがかかる構成資産に影響を与える一定の変更を考慮する方法が、参照指数の価値に影響を及ぼす可能性がある。

参照指数の計算に関するインデックス・スポンサーの方針もまた、参照指数の価値に影響を及ぼす可能性がある。インデックス・スポンサーは、参照指数に関する計算または情報提供を中止または停止す

る可能性がある。かかる措置は本社債の価値に影響を及ぼす可能性があり、本社債権者は本社債への投資の一部または全部を失う可能性がある。

インデックス・スポンサーは、本社債の存続期間中のいずれかの時点で、参照指数に関する計算または情報提供を中止または停止する可能性がある。そのため、本社債の投資家は、本社債の存続期間を通じて、インデックス・スポンサーが有効な手法に従った参照指数の計算および維持を確保する運営能力および専門知識を喪失するリスクにさらされている。

参照指数に関する警告

参照指数は、ソシエテ・ジェネラルの単独かつ排他的な資産である。インデックス・ルールは、www.sgindex.comのウェブサイトにおいて、オンラインで入手することができる。ソシエテ・ジェネラルは、参照指数の構成、計算、公表および調整または参照指数に含まれるデータの正確性および／または完全性を保証せず、(i)参照指数およびその水準の利用可能性もしくはそれらの正確な、もしくは適時の計算、(ii)参照指数の商品性もしくは特定の目的への適合性、または(iii)参照指数もしくはそこに含まれるデータを使用した結果に関して、明示的にも黙示的にも保証を行わない。ソシエテ・ジェネラルは、適用される法律に違反しない範囲において、参照指数の水準の計算または参照指数もしくはそこに含まれるデータの使用から直接的または間接的に生じる損失、損害、費用または経費（逸失利益を含む。）に対して、いかなる責任も負わない。参照指数の水準は、参照指数を参照する商品の評価または価格を表すものではない。

ソシエテ・ジェネラル内で参照指数の作成、組成および維持または複製に関与するそれぞれのチームの役割は厳密に区分されている。ただし、これらのチームはすべて同じグローバル・マーケット事業部門に属している。ソシエテ・ジェネラルは、参照指数の水準に悪影響を及ぼす可能性のある参照指数または参照指数が参照する原資産の取引を（ヘッジ目的で、外部の顧客を代理して、または自己勘定で）行うことがある。

ソシエテ・ジェネラルおよび／またはその関連会社のいずれかが、一方では発行会社および計算代理人として、他方ではインデックス・スポンサーとして行為することにより、さらなる利益相反が生じる可能性がある。ソシエテ・ジェネラルは、ソシエテ・ジェネラルおよびその関連会社内において関与するそれぞれのチームの責任を厳密に区分しているが、かかる利益相反は投資家にとってマイナスの結果を引き起こす可能性がある。

独自の指数に関する利益相反

ソシエテ・ジェネラルは参照指数のスポンサーである。参照指数は、その構成の決定方法および算出方法について定める規則（インデックス・ルール）に従い、外部の指数計算代理人が算出する。

参照指数の構成の決定が本社債の価値に影響を及ぼす可能性があることを考慮すると、ソシエテ・ジェネラルは、本社債の発行者としての義務と参照指数の組成者としての義務の間で利益相反に直面する可能性がある。その結果、投資家は本社債への投資の一部または全部を失う可能性がある。

他の指数または金利によって構成されるSGIインデックスの使用に関するリスク

投資家は以下のリスクにさらされている。

- (1) 参照指数がその価値に影響を与える方法論その他の変更の対象となる場合がある。
- (2) (i) 参照指数が適用される法令（欧州議会および欧州連合理事会の2016年6月8日付規則（EU）2016/1011号（以下「ベンチマーク規制」という。）等）を遵守しなくなる場合、(ii) 参照指数の公表が行われなくなる場合、または(iii) 参照指数の監督者または管理者が、参照指数がその対象を

反映しなくなったという声明を発表し、その結果として、参照指数が他の指数に置き換えられる場合がある。

SGIインデックスに連動する仕組債に関するリスク

参照指数の構成およびこれに関して使用される手法は、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかによって決定され、選択される。ソシエテ・ジェネラルまたは当該関連会社は、これらの手法の選択において、自らおよび／またはソシエテ・ジェネラル・グループの目的および利益を考慮に入れることが予想され、また、選択された手法が、同様の状況下において他のインデックスに係るスポンサーが使用する手法よりも投資家の利益にかなうものである保証はない。

ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかの参照指数に関するヘッジ活動が阻害された場合、ソシエテ・ジェネラルまたは関係する関連会社は、同様の状況に置かれた場合の他のインデックスに係るスポンサーよりも早く、参照指数の計算を終了することを決定する可能性がある。これにより、参照指数に係る調整、廃止もしくは代替または本社債の期限前償還が生じる可能性がある。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「III 本社債の要項の概要、(7) 租税上の取扱い、日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

III 本社債の要項の概要

(1) 利息

(A) 利率および利払日

本社債には、下記の利率で、2024年2月7日（利息起算日）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、本社債が満期日より前に償還されない限り、2025年2月7日を初回として、毎年2月7日（利払日）に、利息起算日（同日を含む。）または（場合により）直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間（利息計算期間）について後払いされる。

(イ) 利息起算日（同日を含む。）から2028年2月7日（同日を含まない。）までの各利息計算期間について： 年率0.70%

すなわち、2025年2月7日（同日を含む。）から2028年2月7日（同日を含む。）までの各利払日に支払われる利息額は、額面金額10万円の各本社債につき700円である。

(ロ) 2028年2月7日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの利息計算期間（変動利息計算期間）について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率（年率）（以下「指数連動利率」という。）

$$0.70\% + 100\% \times \left(\frac{\text{最終価格}}{\text{当初価格}} - 1 \right) - 0.70\% \times 5$$

ただし、パーセント表示における小数第7位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.70%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.70%とする。

利払日が営業日ではない場合、かかる利払日は翌営業日まで延期される。かかる延期により支払われる利息額の調整は行われない。

(B) 利息額の算定

計算代理人は、変動利息計算期間に係る利息額が算出されるべき時に、またはその後実務上可能な限り速やかに、変動利息計算期間に係る利息額を算出する。計算代理人は、変動利息計算期間に係る利息額を算出した後実務上可能な限り速やかに（ただし、いかなる場合にも、かかる算出後1営業日以内に）、主支払代理人に対して当該利息額を通知する。

計算代理人は、変動利息計算期間に関して本社債について支払われる利息額を算出する。かかる利息額は、指数連動利率を額面金額に適用し、それによって算出された金額に日数調整係数（以下に定義する。）を乗じ、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を四捨五入することにより算出される。

本項において「日数調整係数」とは、下記の算式によって算出される係数をいう。

$$\text{日数調整係数} = \frac{[360 \times (Y_2 - Y_1)] + [30 \times (M_2 - M_1)] + (D_2 - D_1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が含まれる年を数字によって表記したものをいう。

「Y2」とは、当該期間の最終日の翌日が含まれる年を数字によって表記したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が含まれる暦月を数字によって表記したものをいう。

「M2」とは、当該期間の最終日の翌日が含まれる暦月を数字によって表記したものをいう。

「D1」とは、当該期間の最初の暦日を数字によって表記したものをいう。ただし、かかる数字が31である場合には、D1は30とする。

「D2」とは、当該期間の最終日の翌暦日を数字によって表記したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、かつ、D1が29を超える場合には、D2は30とする。

(C) 利率および利息額の通知

計算代理人は、変動利息計算期間および変動利払日に係る利息額の算出の後可能な限り速やかに、当該利息額を発行会社および当該時点において本社債が上場されている証券取引所に通知せしめ、また、これに関する通知を下記「(9) 通知」に従って公表せしめる。

(D) 利息の発生

各本社債について、その償還を行うべき日以降、利息は発生しない。ただし、元金の支払いが不適切に留保または拒絶された場合、利息は下記のいずれか早い方の日まで継続して発生する。

(i) 本社債に関して支払うべき金額の全額が支払われた日

(ii) 本社債に関して支払うべき金額の全額を主支払代理人が受領し、その旨の通知が下記「(9) 通知」に従って本社債権者に対してなされた日の5日後の日

(E) 証明書等の最終性

本「(1) 利息」の規定のために主支払代理人または計算代理人が交付、伝達、実施または取得したすべての証明書、連絡、意見、判断、計算、見積もりおよび決定は、（故意、悪意、明白な誤謬または証明された誤謬がない限り）発行会社、計算代理人、その他の支払代理人ならびにすべての本社債権者および本社債の利札（以下「利札」という。）の所持人を拘束し、主支払代理人または計算代理人は、（故意または悪意がない限り）当該規定に基づく権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、発行会社、本社債権者または利札の所持人に対して責任を負わない。

(2) 通常の状況での償還

(A) 満期償還額

本社債が満期日より前に償還されない限り、各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額の100%（以下「満期償還額」という。）で償還される。

参照指数に影響を及ぼす事由の発生

・ 障害日の発生の帰結

「障害日」とは、(a)本取引所または関連取引所がその通常取引セッションの間の取引のための営業を行わないか、(b)市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、(c)SGI市場障害事由（以下に定義する。）が発生するか、または(d)インデックス・スポンサーが参照指数終値を発表しない予定取引所営業日をいう。

「市場障害事由」とは、評価時刻（以下に定義する。）直前の1時間の間に(i)取引障害（以下に定義する。）もしくは(ii)取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、または(iii)早期終了（以下に定義する。）をいう。

「評価時刻」とは、インデックス・ルールに従い本指数計算代理人が参照指数終値を算定することを予定している関連する評価日の時刻をいう。

「取引障害」とは、(a)本取引所における参照指数を構成するいずれかの有価証券に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連取引所における参照指数に関する先物取引もしくはオプション取引に関する取引の停止もしくは制限であって、本取引所または関連取引所の許容する限度を超える価格の変動その他の理由により、本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。

「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)本取引所において参照指数を構成するいずれかの有価証券について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連取引所において参照指数の先物取引もしくはオプション取引を行うこと、もしくはかかる取引の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

「早期終了」とは、いずれかの取引所営業日（以下に定義する。）において、(a)参照指数を構成するいずれかの有価証券に係る本取引所または(b)関連取引所が、その予定終了時刻（以下に定義する。）よりも早く終了すること（ただし、本取引所または（場合により）関連取引所が、(x)当該取引所営業日における本取引所もしくは（場合により）関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該取引所営業日の評価時刻に実行されるための本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。

「取引所営業日」とは、本指数計算代理人が参照指数終値を公表する予定取引日（以下に定義する。）をいう。

「予定終了時刻」とは、いずれかの本取引所または関連取引所について、当該本取引所または関連取引所の平日の予定された終了時刻（時間外または通常取引セッション外のその他の取引は考慮しない。）をいう。

「予定取引日」とは、本指数計算代理人がインデックス・ルールに従って参照指数終値を公表することを予定している日をいう。

「SGI市場障害事由」とは、本社債に重大な影響を及ぼすと計算代理人が判断する指数構成資産事由（以下に定義する。）（またはインデックス・ルールに記載される類似の事由）が発生することをいう。

「指数構成資産事由」とは、以下のいずれかの事由が発生することをいう。

- A 指数構成資産である資本性金融商品について、資本性金融商品障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- B 指数構成資産であるコモディティ商品について、コモディティ商品障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- C 指数構成資産である負債性金融商品について、負債性金融商品障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- D 指数構成資産であるデリバティブ等について、デリバティブ等障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- E (a) 資本性金融商品である原インデックスまたは原インデックスを構成する資本性金融商品について、資本性金融商品障害事由が発生すること。
- (b) コモディティ商品である原インデックスまたは原インデックスを構成するコモディティ商品について、コモディティ商品障害事由が発生すること。
- (c) 負債性金融商品である原インデックスまたは原インデックスを構成する負債性金融商品について、負債性金融商品障害事由が発生すること。
- (d) デリバティブ等である原インデックスまたは原インデックスを構成するデリバティブ等について、デリバティブ等障害事由が発生すること。
- F 指数構成資産である市場データについて、市場データ障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- G 原SGIインデックスについて、原SGIインデックス障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- H 参照指数および／またはいずれかの指数構成資産について、指数データ障害事由（以下に定義する。）が発生すること。
- I ファンド受益権またはファンド、ETF投資口もしくはETFを構成資産とする原インデックスを構成資産とする原インデックスその他インデックス・ルールに定める類似の商品である資本性金融商品について、FRTB事由（以下に定義する。）が発生すること（当該事由が発生した日に参照指数終値が本指数計算代理人によって公表される場合を含む。）。

「資本性金融商品障害事由」とは、

- 一 株式もしくはETF投資口またはこれらに関する原インデックスその他インデックス・ルールに定める類似の商品である資本性金融商品の場合、(a)取引障害（以下に定義する。）もしくは(b)取引所障害（以下に定義する。）が発生もしくは存在し、計算代理人が重要であると決定すること、(c)関連する評価時刻の直前の1時間の間に早期終了（以下に定義する。）が発生すること、または(d)原インデックスの場合、その構成資産に関する上記の事由のいずれか、当該原インデックスが公表されないこと、もしくは当該原インデックスのインデックス・スポンサーもしくは指数計算代理人が障害事由を公表することをいう。この定義において、
- A 「取引障害」とは、(a)関連する本取引所における原インデックスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックス、有価証券もしくは金融商品に関する取引の停止もしくは制限、または(b)関連する関連取引所における原インデックスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックスその他の構成資産に関する先物取引もしくはオプション契約に関する取引の停止もしくは制限であって、当該本取引所または関連取引所の許容する制限を超える価格変動その他の理由により、当該本取引所、関連取引所その他の者により行われたものをいう。
- B 「取引所障害」とは、市場参加者が、一般に、(a)関連する本取引所において原インデックスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックス、有価証券もしくは金融商品について取引を行うこと、もしくは市場価格を取得すること、または(b)関連する関連取引所において原インデッ

クスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックスその他の構成資産に関する先物取引もしくはオプション契約の取引を行うこと、もしくは市場価格を取得することを阻害し、または損なわせると計算代理人が決定した事由（ただし、早期終了を除く。）をいう。

- C 「早期終了」とは、いずれかの予定取引日において、(a)原インデックスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックス、有価証券もしくは金融商品に係る本取引所または(b)原インデックスの基礎となる株式、ETF投資口、原インデックスその他の構成資産に関する先物取引もしくはオプション取引に係る関連取引所が、その予定終了時刻よりも早く終了すること（ただし、当該本取引所または（場合により）関連取引所が、(x)当該予定取引日における当該本取引所もしくは（場合により）関連取引所の通常取引セッションの実際の終了時刻または(y)当該予定取引日の評価時刻に実行されるための当該本取引所もしくは関連取引所のシステムへの取引注文の入力の締切時刻のいずれか早い方の1時間以上前にかかる早期の終了を公表した場合を除く。）をいう。
- ー ファンド受益権、ファンドを構成資産とする原インデックスその他インデックス・ルールに定める類似の商品である資本性金融商品の場合、(a)計算・公表障害（以下に定義する。）、(b)ファンド決済障害（以下に定義する。）、(c)NAV決定障害事由（以下に定義する。）、または(d)原インデックスの場合、その構成資産に関する上記の事由のいずれか、当該原インデックスが公表されないこと、もしくは当該原インデックスのインデックス・スポンサーもしくは指数計算代理人が障害事由を公表することが発生し、または発生するおそれがあると計算代理人が判断することをいう。
- A 「計算・公表障害」とは、ファンド（または一般にファンド受益権当たりの公式の純資産価値の計算を担当するファンド・サービス・プロバイダー（以下に定義する。））によるファンド受益権当たりの公式の純資産価値の計算および／または公表を阻害する、参照指数仮想投資家（以下に定義する。）のコントロールの及ばない事象（ファンドによる申込みおよび／または償還指図の遅延または拒否を許容するファンド書類（以下に定義する。）における引き出し制限、繰延、停止その他の条項を含む。）が発生することをいう。
- B 「ファンド決済障害」とは、ファンドについて償還金額の全額が支払われる予定であった期日に、ファンドが当該金額を現金で支払うことができず、それにより本指数計算代理人が当該ファンドの純資産価値（および（場合により）原インデックスの水準）を決定することが不可能または実行不能となると計算代理人が判断することをいい、(a)当該ファンドのすべての非流動資産がファンド受益権の既存保有者の利益のために当該資産を清算するまでの間、専用のファンド、口座もしくは仕組みに移転されること（サイドポケット）、(b)ファンドが通常償還指図の受付を行う単一の日について、当該ファンド（または一般的に償還指図の受付を担当するファンド・サービス・プロバイダー）が受付を行う償還指図の金額もしくは数が制限されること（引き出し制限）、(c)ファンド（または一般的に申込みおよび償還指図の受付を担当するファンド・サービス・プロバイダー）が何らかの理由で申込みもしくは償還指図を停止すること、または(d)償還金の残額の支払いが当該ファンドの法定監査人による当該ファンドの財務諸表のレビュー後に延期されること（ホールドバック）を含むが、これらに限られない。いずれの場合にも、これらの事象が、発行日時時点でファンド書類において想定されていなかったものの、当該ファンドによって課されたものであるか、発行日の時点のファンド書類において既に想定されており、当該日より後に当該ファンドによって完全に実行されたものであるかを問わない。

C 「NAV決定障害事由」とは、当該ファンドに影響を及ぼす上記Aの「計算・公表障害」または上記Bの「ファンド決済障害」に記載された事由以外の（参照指数仮想投資家のコントロールが及ばない）事由であって、本指数計算代理人が当該ファンドの純資産価値（および（場合により）原インデックスの水準）を決定することを不可能または実行不能にすると計算代理人が判断する事由が発生することをいう。

「ファンド・サービス・プロバイダー」とは、いずれかのファンドについて、直接的または間接的に当該ファンドに対するサービスを提供するために選任された者（ファンド書類に記載されているか否かを問わない。当該ファンドに係るファンド投資助言業者、ファンド管理者、マネージャー、裁量権を有する投資運用業者もしくは裁量権を有しない投資助言業者（裁量権を有するマネージャーまたは他の裁量権を有しない投資助言業者に対する裁量権を有しない投資助言業者を含む。）として選任された者、当該ファンドについての受託者その他それに類似する一次的な管理責任を負う者、オペレーター、管理会社、預託受入者、カストディアン、サブ・カストディアン、プライム・ブローカー、名簿管理人、名義書換代理人または在外代理人を含む。）をいう。

「参照指数仮想投資家」とは、ヘッジ・ポジション（下記「法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加および保有制限事由の発生ならびにその帰結」に定義する。）に関して、参照指数のパフォーマンスに連動する商品をヘッジする目的で保有される当該ヘッジ・ポジション（関連する指数構成資産を含む。）の仮想の投資家（疑義を避けるために、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかとなる可能性があることを明記する。）をいう。

「ファンド書類」とは、いずれかのファンド（原インデックスを構成するファンドを含む。）について、当該ファンドに関する要項を定めるファンドの設立書類および運営書類、購入契約その他の契約をいう。

「コモディティ商品障害事由」とは、いずれかのコモディティ商品に関して、いずれかの評価日における当該コモディティ商品の価格または水準の決定を混乱させ、または阻害すると計算代理人が合理的に考える事由をいい、(a)関連する本取引所もしくは価格の参照先がいずれかの評価日における関連する価格を公表しないこと、もしくは価格の参照先が一時的もしくは恒久的に停止し、もしくは利用できないこと、(b)関連する本取引所において、関連するコモディティ商品について重大な取引の停止もしくは重大な取引の制限（価格の変動が、関連する本取引所が定める関連する先物取引の価格の変動可能な限度に達したことによるものであるか否かを問わない。）が行われること、(c)関連する本取引所において、取引のための営業が予定されていた日に関連するコモディティ商品の取引が行われず、当該日の当該本取引所における通常取引セッションの全体を通じて一切の取引のための営業が行われないこと、または(d)原インデックスであるコモディティ商品については、関連するインデックス・スポンサーもしくは（場合により）指数計算代理人が、当該原インデックスの終値を決定もしくは公表しなかったことを含むが、これらに限られない。

「負債性金融商品障害事由」とは、以下のいずれかの事由が発生することをいう。

- (a) 関連する負債性金融商品の終値または市場価格が公表されないこと。
- (b) 関連する負債性金融商品が取引される店頭市場または整備され、もしくは規制された市場において取引が停止され、または制限されること。
- (c) 関連する負債性金融商品が取引される店頭市場または整備され、もしくは規制された市場において、市場参加者が、一般に、負債性金融商品の取引を行うこと、負債性金融商品に関する清算義務を遵守すること、または負債性金融商品の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせる事由。

- (d) 関連する負債性金融商品が取引される整備され、または規制された市場が予期せず早期に終了すること。
- (e) (c)および(d)に相当する事由であって、関連取引所における当該負債性金融商品に関する先物、オプション契約その他のデリバティブ取引に影響を及ぼすもの。
- (f) 負債性金融商品が原インデックスである場合、当該原インデックスが公表されないこと、原インデックスのインデックス・スポンサーもしくは指数計算代理人が障害事由を公表すること、または(a)ないし(e)のいずれかであって、当該原インデックスに影響を及ぼし、かつ／もしくは当該原インデックスの構成資産に関するもの。

「デリバティブ等障害事由」とは、以下のいずれかの事由が発生することをいう。

- (a) 関連するデリバティブ等の終値または市場価格が公表されないこと。
- (b) 関連するデリバティブ等が取引される店頭市場または整備され、もしくは規制された市場において取引が停止され、または制限されること。
- (c) 関連するデリバティブ等が取引される店頭市場または整備され、もしくは規制された市場において、市場参加者が一般に、デリバティブ等の取引を行うこと、デリバティブ等に関する清算義務を遵守すること、またはデリバティブ等の市場価格を取得することを阻害し、または損なわせる事由。
- (d) 関連するデリバティブ等が取引される整備され、または規制された市場が予期せず早期に終了すること。
- (e) (c)および(d)に相当する事由であって、関連取引所における当該デリバティブ等に関する先物、オプション契約その他のデリバティブ取引に影響を及ぼすもの。
- (f) デリバティブ等が原インデックスである場合、当該原インデックスが公表されないこと、原インデックスのインデックス・スポンサーもしくは指数計算代理人が障害事由を公表すること、または(a)ないし(e)のいずれかであって、当該インデックスに影響を及ぼし、かつ／もしくは当該原インデックスの構成資産に関するもの。

「市場データ障害事由」とは、市場データである指数構成資産について、参照指数の算定のために本指数計算代理人が使用する市場データの水準が公表されないことをいう。

「原SGIインデックス障害事由」とは、原SGIインデックスである指数構成資産について、当該原SGIインデックスの水準が公表されないこと、またはソシエテ・ジェネラルがスポンサーとしての資格において、もしくは当該原SGIインデックスの指数計算代理人が「障害事由」（当該原SGIインデックスに適用される指数に係るルールに定義されるもの）が発生したと判断することをいう。

「指数データ障害事由」とは、いずれかの指数構成資産について、参照指数を算定するために本指数計算代理人が通常使用する当該指数構成資産に関する指数データ（以下に定義する。）が公表されないことをいう。

「指数データ」とは、(i)本指数計算代理人による参照指数の水準の算定のため、および／または(ii)インデックス・スポンサーによる参照指数の水準のモニタリングのために合理的に必要とされる参照指数および／または指数構成資産に関する一切のデータ（市場データを除く。）をいう。

「FRTB事由」とは、いずれかのファンド受益権またはETF投資口について、2023年1月1日以降、（場合により）関連するファンド、ファンド・サービス・プロバイダー、ETFまたはETFサービス・プロバイダー（以下に定義する。）が、(a)自発的に、または（場合により）適用ある法令に従って、FRTB情報（以下に定義する。）を公表せず、かつ、(b)ソシエテ・ジェネラルとの間の双務契約（もしあれば）に違反して、ソシエテ・ジェネラルに対しFRTB情報を提供せず、その結果、ファンド受益権または（場合により）ETF投資口の保有に関連してソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかに課される、

フランス法に組み入れられる取引勘定の基礎的審査に基づく資本要件が、（発行日現在の状況と比較して）著しく加重されることをいう。

「ETFサービス・プロバイダー」とは、いずれかのETFについて、直接的または間接的に当該ETFに対するサービスを提供するために選任された者（ETF書類に記載されているか否かを問わず、当該ETFに係るファンド投資助言業者、ファンド管理者、マネージャー、裁量権を有する投資運用業者もしくは裁量権を有しない投資助言業者（裁量権を有するマネージャーまたは他の裁量権を有しない投資助言業者に対する裁量権を有しない投資助言業者を含む。）として選任された者、受託者その他当該ETFについての一次的な管理責任を負う類似の者、オペレーター、管理会社、預託受入者、カストディアン、サブ・カストディアン、プライム・ブローカー、名簿管理人、名義書換代理人または在外代理人を含む。）をいう。

「FRTB情報」とは、ソシエテ・ジェネラルが、ファンド受益権または（場合により）ETF投資口の保有者として、あたかも当該ファンドまたは（場合により）ETFの資産を直接保有しているかのように、それに関連する市場リスクを計算するための処理可能なフォーマットの十分な情報（関連するリスク感応度データを含む。）をいう。ここでいう「処理可能なフォーマット」とは、かかる情報の形態が、金融機関が一般的に利用するソフトウェアまたはアプリケーションの既存の機能を使用することにより、ソシエテ・ジェネラルが、上記の市場リスクを計算するために直ちに利用することができるものであることをいう。

評価日として当初指定されていた日（以下「予定評価日」という。）が障害日である場合、計算代理人は、インデックス・ルールに定める参照指数の算式および計算方法に従い、以下の数値を用いて参照指数の価格および指数構成資産の価値または水準を算定する。

- (a) 市場障害事由の影響を受けない各指数構成資産については、予定評価日における当該指数構成資産の価値または水準
- (b) 市場障害事由の影響を受ける各指数構成資産については、当該指数構成資産について市場障害事由が存在しない直後の日における当該指数構成資産の価値または水準
- (c) 市場障害事由の影響を受け、かつ、継続的な障害により予定評価日の直後の連続する3予定取引日にわたって上記(b)に記載される方法を用いてその価値または水準を決定することができない各指数構成資産については、計算代理人が予定評価日の4予定取引日後の日における当該指数構成資産の価値または水準の誠実な見積額を決定する。

上記のとおり算定された参照指数の価格が、予定評価日における参照指数終値であるとみなされる。

・ SGIインデックスに関する調整事由

- A いずれかの予定取引所営業日において、参照指数が(a)本指数計算代理人によって公表されず、計算代理人が許容する後継の指数計算代理人（以下「後継指数計算代理人」という。）によって公表され、または(b)類似指数（以下に定義する。）に置き換えられた場合、後継指数計算代理人により公表された指数または類似指数が、そのように算定され、発表された参照指数であるとみなす。
- B (a)いずれかの評価日以前に、インデックス・スポンサーおよび／または本指数計算代理人が、参照指数に係る算式もしくは算定方法に重大な変更を加えると発表し、もしくはその他の方法により参照指数に重大な修正を加えた（当該算式もしくは方法に規定された参照指数を維持するための修正および／または指数構成資産の変動その他の経常的な事由が発生した場合におけるかかる維持のために合理的に付随する修正を除く。）と計算代理人が判断した場合（以下「指数修正」という。）、(b)いずれかの評価日以前に、インデックス・スポンサーが恒久的に参照指数を中止し、かつ類似指数が存在しない場合、もしくは本指数計算代理人とインデックス・スポンサーの間の契約が終了し、かつ、実

務上、本指数計算代理人を交代させることができないと計算代理人が判断した場合（以下「指数中止」という。）、(c)いずれかの評価日に、市場障害事由の発生以外を理由に本指数計算代理人が参照指数終値を公表することができないと計算代理人が判断した場合（以下「指数障害」といい、指数修正および指数中止とあわせて、それぞれを「指数調整事由」という。）または(d)FRTB事由が起きた場合、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとる。

- (i) 本社債に関して支払われるべき金額または一定の条件が成就したか否かを決定するために用いられる算式による算定を、発表された参照指数の水準の代わりに、計算代理人が当該指数調整事由の直前に効力を有していた参照指数の算式および算定方法に従って、当該指数調整事由の直前に参照指数を構成していた指数構成資産（その後、関連する本取引所への上場が廃止された指数構成資産を除く。）のみを用いて決定した関連する評価日における参照指数の水準を用いて行い、かつ（場合により）本社債の関連する条項について調整を行う。
- (ii) 参照指数を類似指数に置き換える（上記(b)に定める場合を除く。）。
- (iii) 当該指数調整事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由（以下「期限前償還事由」という。）であるとみなす。期限前償還事由が発生した場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還事由の発生後可能な限り速やかに、各本社債権者に対して市場価格に基づく期限前償還額（下記「(C) 期限前償還」に定義する。）に等しい金額の支払いを行う。
- (iv) FRTB事由の場合に限り、参照指数を代替指数に置き換える。ここで、「代替指数」とは、参照指数のベンチマークに類似すると計算代理人が判断する指数または（参照指数に係るベンチマークがない場合）参照指数の投資戦略に類似する投資戦略を有すると計算代理人が判断する指数をいう。

「類似指数」とは、「主要な特性」が参照指数の主要な特性と類似していると計算代理人が判断する指数をいう。指数の「主要な特性」には、その算式および算定方法、戦略、通貨、資産区分および当該指数に反映される地理的または経済的な区分が含まれる（ただし、これらに限られない。）。

・ 参照指数終値の修正

本指数計算代理人が発表する価格または水準であって、本社債に基づいて行われる計算または決定に用いられるものが事後的に修正され、かかる修正が当初の発表後（ただし、本社債に係る満期日その他の支払期日の4営業日前の日まで）に本指数計算代理人により発表され、公に入手可能なものとされた場合、計算代理人は、当該修正の結果支払われるべき金額を決定し、必要な範囲で当該修正を反映するために本社債の要項を調整する。ただし、上記において「4営業日前」については、関連する決済機関（以下に定義する。）に適用される規則に従って計算代理人が決定するその他の期限であるとみなされる場合がある。

「決済機関」とは、本社債の決済を行うために利用される決済機関をいう。

・ 法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加および保有制限事由の発生ならびにその帰結

発行日以降に参照指数について法律変更、ヘッジ障害、ヘッジ費用増加または保有制限事由（それぞれ以下に定義する。）が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合、「特殊事由」に該当する。

- (i) 「法律変更」とは、(a)発行日または(b)ヘッジ・ポジションの取引日のいずれか早い方の日以後に、(i)適用ある法令（租税、支払能力または自己資本規制に係る法令および指数構成資産またはその構成資産が取引される本取引所の規制、規則または手続を含むが、これらに限られな

い。) (以下「適用法令」という。)の採択もしくは改正が行われたこと、または(ii)管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈が発表もしくは変更されたこと(課税当局による措置または管轄権を有する裁判所において行われた行為を含む。)により、参照指数に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかとの間で締結した契約をソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが維持することが法律に違反することになったと計算代理人が誠実に判断することをいう。

- (ii)「ヘッジ障害」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、商業上合理的な努力を行った後も、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクその他の関連する価格リスク(社債価格のリスク、信用価格のリスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、為替リスクおよびワラント価格のリスクを含むが、これらに限られない。)をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約および／もしくは処分を行うこと、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を(ヘッジ・ポジションの法域(以下「関連法域」という。)内の口座間において、もしくは関連法域内の口座から関連法域外の口座に対して)自由を実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転させることのいずれかができないことをいう。
- (iii)「ヘッジ費用増加」とは、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが、(a)本社債もしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の締結および義務の履行を行うことによる市場リスクその他の関連する価格リスク(社債価格のリスク、信用価格のリスク、通貨リスク、株価リスク、配当リスク、金利リスク、為替リスクおよびワラント価格のリスクを含むが、これらに限られない。)をヘッジするために必要であると考える取引もしくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約もしくは処分を行い、または(b)ヘッジ・ポジションもしくは本社債に関して発行会社がソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかとの間で締結する契約の受取金を自由を実現させ、回収し、受領し、送金し、もしくは移転するために、(ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本社債に係るヘッジ・ポジションを取得した日における状況と比較して)著しく高額の公租公課、費用または手数料(委託手数料を除く。)を負担することとなることをいう。
- (iv)「保有制限事由」とは、仮想投資家(以下に定義する。)がソシエテ・ジェネラルおよび／またはその関連会社のいずれかであると仮定した場合、ソシエテ・ジェネラルおよびその関連会社が保有する制限対象である参照指数のいずれか一つの構成資産に係る持分の合計が、当該構成資産またはその発行者のいずれかの種類の議決権付証券について、ヴォルカー・ルール(以下に定義する。)(かかる法令に基づいて関係政府機関が定め、またはかかる法令との関係で関係政府機関が発行した要求、規制、規則、指針または指令を含む。)において許容され、またはヴォルカー・ルールとの関係で遵守することが望ましいとソシエテ・ジェネラルが判断する割合を超える(直接的または間接的な)所有、支配または議決権を構成し、または構成することが見込まれることをいう。

「ヘッジ・ポジション」とは、(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家による、(個別に、またはポートフォリオ・ベースで)満期日に支払期限を迎える本社債に基づく(場合により)ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家の債務の一部または全部についてヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有

価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび／または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。ただし、中間完全清算日（以下に定義する。）が満期日の4営業日前の日までに生じない場合、ヘッジ・ポジションは中間ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）を含む。

「中間完全清算日」とは、各利払日について、中間ヘッジ・ポジションの清算金（特に、かかる中間ヘッジ・ポジションの全部または一部に係る所定の債務または責任（もしあれば）を、かかる中間ヘッジ・ポジションの資産の清算金により充足させることによるものを含む。）が（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家によって全額受領されたとみなされる日として計算代理人が決定する日をいう。

「中間ヘッジ・ポジション」とは、（場合により）ソシエテ・ジェネラルもしくはその関連会社のいずれかまたは仮想投資家による、（個別に、またはポートフォリオ・ベースで）利払日に支払期限を迎える本社債に基づくソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかの債務の一部または全部についてヘッジを行うための(a)有価証券、オプション、先物、デリバティブ、金利取引もしくは外国為替取引のポジションもしくは契約、(b)有価証券の貸借取引、(c)預託金もしくは金銭の借入れおよび／または(d)その他の証書、取決め、資産もしくは責任（名称を問わない。）の購入、売却、締結または維持をいい、未償還の各本社債に比例的に割り当てられる。

「仮想投資家」とは、(a)関連する関係法域（以下に定義する。）、現地法域（以下に定義する。）および／もしくは租税居住法域（以下に定義する。）の租税に係る法令における（場合により）当該関係法域、現地法域および／もしくは租税居住法域の居住者または(b)関連する租税条約、法律もしくは取決めに基づいて現地租税（以下に定義する。）に関して何らかの返金、クレジットその他の利益、免除もしくは減額が生じる可能性のある法域の居住者ではない仮想の機関投資家をいう。

「関係法域」とは、参照指数について、いずれかの構成資産である有価証券の発行者の設立法域または組織法域における関連する当局をいう。

「現地法域」とは、参照指数について、本取引所の所在地である法域をいう。

「租税居住法域」とは、参照指数について、現地法域またはいずれかの構成資産である有価証券の発行者の税法上の居住地である法域をいう。

「現地租税」とは、参照指数について、いずれかの法域における課税当局により課される租税公課その他これに類する費用（それぞれの場合において、それに係る利息および罰金を含む。）であって、何らかの適用ヘッジ・ポジション（以下に定義する。）に関して仮想投資家が源泉徴収を受け、支払い、またはその他の方法により負担することとなるもの（ただし、仮想投資家の純利益全体について課される法人税を除く。）をいう。

「適用ヘッジ・ポジション」とは、参照指数について、商業上合理的な方法で行動する仮想投資家が、当該時点において本社債についてヘッジを行うために必要であると考えらるであろうとソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが判断するヘッジ・ポジションをいう。

「ヴォルカー・ルール」とは、ドッド・フランク・ウォールストリート改革・消費者保護法第619節により改正された1956年銀行持株会社法をいう。

上記の特殊事由が生じた場合には、計算代理人は、以下のいずれかの措置をとることができる。

- (A) 参照指数を、同一の経済的分野または地理的領域を反映する新たな指数と置き換える。
- (B) （ヘッジ費用増加の場合に限り）ヘッジ費用増加が発生した後の利払日において各本社債につき発生する利息額（もしあれば）から、ソシエテ・ジェネラルまたはその関連会社のいずれかが本

社債に基づく発行会社の支払義務をヘッジするヘッジ・ポジションに関して負担する新規のまたは追加的な租税公課、費用または手数料であって、ヘッジ費用増加を発生させたものの金額（かかる金額は未償還の本社債に比例的に割り当てられる。）（以下「控除額」という。）を控除する。ただし、控除額が利息額から控除されるべき利払日において、一つの本社債に係る控除額が当該利払日において一つの本社債につき発生する利息額（控除額を控除する前のもの）を上回る場合、当該利息額は0円まで減額され、控除額と利息額（控除額を控除する前のもの）の差額は、それ以降の利払日（もしあれば）において発生する利息額から控除される。控除額の全部または一部が最終の利払日の到来後も控除されない場合、控除額の残額は、期限前償還額または満期償還額のうちいずれか最も早く到来したもののから控除される（ただし、かかる控除の結果は0円を下限とする。）。

また、計算代理人が上記(A)に従った置き換えを行わない場合（かつヘッジ費用増加の場合に限り、計算代理人が上記(B)に従った控除を行わない場合）、計算代理人は、誠実に行為して、当該事由を本社債の期限前償還を発生させる事由とみなすことができる。その場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

・ 通知

計算代理人が重要であると判断する調整を生じさせる事由または参照指数に影響を及ぼす特別な事由が生じた場合、計算代理人は発行会社に対して、計算代理人が行った関連する調整または決定について通知し、発行会社はそれを下記「(9) 通知」に従って主支払代理人および本社債権者に通知する。本社債権者は、計算代理人の所定の住所において、かかる調整または決定の詳細に関する情報を請求により入手することができる。

・ 管理者／対象ベンチマーク事由

発行日以後に参照指数に影響を与える対象ベンチマーク事由（以下に定義する。）が生じた、または生じたと見込まれると計算代理人が判断した場合、計算代理人は以下のいずれかの措置をとることができる。

(A) 参照指数について、関連する事由または状況を考慮するために計算代理人が適切であると判断する調整を行う。かかる調整には、同一の経済的分野または地理的領域を反映する後継の指数の選定および本社債の要項のその他の変更または調整（場合により、当該後継の指数に対するエクスポージャーを提供する発行会社の費用の増加、および後継の指数が複数存在する場合は、後継の指数の間でのエクスポージャーの配分を行う発行会社の費用の増加を反映するための調整を含む。）が含まれる場合があるが、これらに限定されない。

(B) 計算代理人が上記(A)に基づく調整を行わなかった場合、計算代理人は、誠実に行為して、当該事由を、本社債の期限前償還を発生させる事由であるとみなすことができる。この場合、発行会社は、本社債に基づく発行会社の債務を終了させ、期限前償還額を支払い、または支払わしめる。

「管理者／対象ベンチマーク事由」とは、いずれかの対象ベンチマーク（以下に定義する。）について、権限を有する関連当局その他の関連する公的機関により、当該対象ベンチマークまたは当該対象ベンチマークの管理者もしくはスポンサーに関する許可、登録、認定、承認、同等性決定、認可または公式の登録簿への掲載がなされていない、もしくは将来なされず、または拒絶、拒否、停止もしくは撤回され、もしくは将来拒絶、拒否、停止もしくは撤回され、かつ、いずれの場合においても、発行会社、計算代理人その他の事業体が、本社債に関する債務を履行するために当該対象ベンチマークを使用することが適用法令上認められず、または将来認められなくなることをいう。

「対象ベンチマーク」とは、EU BMR（以下に定義する。）に定義されるベンチマークに該当する数値であって、本社債に基づき支払われ、もしくは交付される金額または本社債の価値が当該数値の全部または一部を参照することにより決定されるものとして計算代理人が決定するものをいう。

「対象ベンチマーク事由」とは、いずれかの対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生し、または将来発生することをいう。

（i）対象ベンチマーク中止事由（以下に定義する。）

（ii）管理者／対象ベンチマーク事由

「EU BMR」とは、欧州連合ベンチマーク規制（規則（EU）2016／1011号）（その後の改正を含む。）をいう。

「対象ベンチマーク中止事由」とは、いずれかの対象ベンチマークについて、以下のいずれかが発生することをいう。

（i）当該対象ベンチマークの管理者が、当該時点または将来において当該対象ベンチマークの提供を恒久的または無期限に停止する旨の、当該管理者による、または当該管理者のために行われる公式声明または情報公開。ただし、かかる声明または公開の時点で、当該対象ベンチマークの提供を継続する後継の管理者が存在しない場合に限る。

（ii）当該対象ベンチマークの管理者が、当該時点または将来において当該対象ベンチマークの提供を恒久的または無期限に停止する旨の、当該対象ベンチマークの管理者に係る規制当局、対象ベンチマークの通貨の中央銀行、当該対象ベンチマークの管理者について管轄権を有する倒産管理人、対象ベンチマークの管理者について管轄権を有する破綻処理当局または対象ベンチマークの管理者について類似の倒産もしくは破綻処理に係る権限を有する裁判所もしくは事業体による公式声明または情報公開。ただし、かかる声明または公開の時点で、当該対象ベンチマークの提供を継続する後継の管理者が存在しない場合に限る。

（iii）当該対象ベンチマークに係る、当該対象ベンチマークの管理者に係る規制当局による公式声明または情報公開であって、（a）当該対象ベンチマークがそれによって測定することが意図されている現物市場および経済的実態を反映しておらず、または特定の将来の日付において反映しなくなり、かかる代表性が回復されないと規制当局が判断したことを表明するものであり、かつ（b）当該公式声明または情報公開が、当該規制当局による中止前の発表により発動されるフォールバックに係る契約上のトリガー（記載内容の如何を問わない。）となることを認識した上で行われているもの。

いずれかの対象ベンチマークについて、（i）管理者／対象ベンチマーク事由に該当し、もしくは管理者／対象ベンチマーク事由を発生させる事由もしくは状況が、対象ベンチマーク中止事由にも該当する場合、または（ii）対象ベンチマーク中止事由および管理者／対象ベンチマーク事由に該当しうる事由が同時に継続している場合、いずれの場合も対象ベンチマーク中止事由に該当し、管理者／対象ベンチマーク事由には該当せず、管理者／対象ベンチマーク事由を発生させない。

参照指数に関する情報

1. 概略

1.1 指数の説明

参照指数は、原SGIインデックスの体系的なバスケット（以下それぞれを「対象バスケット構成資産」といい、総称して「対象バスケット」という。）のパフォーマンスを、ボラティリティ・コントロールの仕組みを用いながら追跡する、ルールに基づいた指数である。特に、参照指数は、分散型ポートフォリオの組成を目的としたアルゴリズムおよびルールに基づいた方法を用いると同時に、モメンタムに基

づく選別を行うことで投資対象を限定している。かかる投資対象は、すべての対象バスケット構成資産のリスク寄与度が同じになるよう、月単位で配分される。参照指数は、事前に設定した2%の目標水準に近いボラティリティを維持するため、対象バスケットに対するエクスポージャーを調整する。

参照指数は、コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエー（本指数計算代理人）によって算出および公表され、参照指数のスポンサーはソシエテ・ジェネラル（インデックス・スポンサー）である。

主な特徴

名称：	SGIオペラ・プラス戦略指数
ブルームバーグ・ティッカー：	SGMDOP2J <Index>
リターンの種類：	エクセス・リターン
算出頻度：	日次
公表時間：	一日の終了時
指数算定開始日：	2023年7月14日
通貨：	日本円
指数の資産クラス：	マルチアセット
指数構成資産：	原SGIインデックス

「エクセス・リターン」とは、参照指数が以下のいずれかを反映していることをいう。

- (i) 参照指数の基礎となるポートフォリオを短期市場金利と比較した場合のパフォーマンスの差異（プラスかマイナスかを問わない。）。すなわち、ポートフォリオのパフォーマンスが短期市場金利と同等である場合、参照指数のパフォーマンスはゼロとなることを意味している。
- (ii) ネット・キャッシュがニュートラルである買いポジションおよび／または売りポジションのポートフォリオである参照指数の基礎となるポートフォリオのパフォーマンス。すなわち、これらのポジションの合計からのパフォーマンスが獲得できない場合、参照指数のパフォーマンスはゼロとなり、参照指数が短期市場金利を提供しないことを意味している。

1.2 仕組み

1.2.1 指数の構成

参照指数は、原SGIインデックスのバスケットで構成されており、各対象バスケット構成資産に割り当てられる配分は、下記「1.2.2 対象バスケットの構成および月次レビュー」に記載される方法に従って月次で決定される。対象バスケット構成資産は、別表のとおりである。対象バスケット構成資産は、それぞれ外貨の対日本円の為替ヘッジを日次で行う。

参照指数に伴うリスクを一定水準以下に抑えるため、参照指数はボラティリティ・コントロールの仕組みも取り入れており、対象バスケットに対する参照指数のエクスポージャーは、下記「1.2.3 日次の「ボラティリティ目標」メカニズム」に記載される入力パラメーターに従って日次で変動する。

1.2.2 対象バスケットの構成および月次レビュー

対象バスケットの構成資産およびその割合は、全体から8つの対象銘柄を選択するモメンタム・フィルタに従って月次で見直され、その後、分散された対象バスケットの組成を目的とした体系的なリスク配分アルゴリズムによって割合が決定される。体系的なリスク配分アルゴリズムは、選択された各対象銘柄のポートフォリオに対するリスク寄与度を等しくするための最適化手法を用いている。

算出された配分は、対象バスケット構成資産に適用され、対象バスケットの構成が決定される。

1.2.3 日次の「ボラティリティ目標」メカニズム

参照指数は、日次のボラティリティ目標プロセスに沿って組み立てられており、対象バスケットに対する参照指数の想定エクスポージャーは、以下の入力パラメーターを用いた算式に基づいている。

- (i) 目標ボラティリティ 2 %
- (ii) 対象バスケットの過去のボラティリティ
- (iii) 参照指数水準の過去のボラティリティ

1.3 SGIグローバル・メソドロジー

参照指数は、SGIインデックス・グローバル・メソドロジー（2023年7月24日版。その後の随時の補足、修正および改定または全面改定を含む。）が参照により組み込まれたインデックス・ルールに従って計算され、管理される。

1.4 インデックス・ルールの技術的調整

インデックス・ルールは、参照指数の経済的戦略に合わせて、インデックス・スポンサーの誠実な行動および商業的に合理性のある方法によって、多義性、誤謬および遺漏を修正するために随時改正されることがある。

重要事項

参照指数は、指数構成資産における仮想ポジションのパフォーマンスを再現することを目指しているが、実際には、参照指数はいかなる指数構成資産その他の金融商品にも投資しておらず、また保有もしていない。本社債の投資家は、参照指数を構成するいかなる指数構成資産その他の金融商品についても権利を有しない。参照指数は、指数の戦略に基づいて指数構成資産の仮想ポートフォリオの価値を表す統計的な指標であり、投資ファンド、共同基金その他の投資ビークルではない。

参照指数が意図する戦略が成功する保証はない。

参照指数はソシエテ・ジェネラルが独自に開発した運用ルールに基づき計算される指数であり、専門的な仕組みを内包する高度なものである。投資家は、本社債のリスク、損失発生シナリオを含む本社債の仕組みを理解し、自己の投資目的、リスク許容度に合致する場合のみ本社債に投資すべきである。本社債に係るリスクについて不明点がある場合、売出人に確認するか、または独立した専門家の助言を得るべきである。

2 免責

ソシエテ・ジェネラル

SGIオペラ・プラス戦略指数（参照指数）は、ソシエテ・ジェネラルが開発した同社固有の資産であり、ソシエテ・ジェネラルより明示的に許諾される場合を除き、いかなる第三者もこれについて固有の利益を有しない。コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーは、インデックス・ルールを受諾することで、参照指数の名称（および指数に係るルール（算出方法を含むが、これに限らない。））に関する所有権および一切の知的財産権が独占的にソシエテ・ジェネラルに帰属することを認める。

インデックス・スポンサーとして、ソシエテ・ジェネラルは、参照指数またはそこに含まれるいかなるデータについても正確性および／または完全性を保証せず、適用される法律が認める最大限の範囲

で、ソシエテ・ジェネラルはその誤謬もしくは遺漏および／またはその計算および伝達の中断について責任を負わない。ソシエテ・ジェネラルは、その他の者または事業体がインデックス・ルールまたはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的にも黙示的にも保証を行わない。ソシエテ・ジェネラルは、インデックス・ルールまたはそこに含まれるデータに係る特定の目的または使用の商業性または適合性について、明示または黙示の保証を行わず、あらゆる保証を明示的に否認する。以上に限らず、特別損害、懲罰的賠償責任、間接損害、付随損害または逸失利益について、それらの可能性について通知されていたとしても、ソシエテ・ジェネラルは一切の責任を負わない。

コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエー

参照指数は、コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーによって算出される。コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーは、参照指数が正確に算出されるよう最善を尽くす。コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーは、発行会社に対して参照指数の誤謬を指摘する義務を負うが、第三者（投資家および／または金融商品仲介業者を含むが、これらに限られない。）に対してはそのような義務を負わない。コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーによる参照指数の算出、公表および伝達は、コンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーによる特定の金融商品に対する投資の推奨でも、何らかの投資に関するコンパス・フィナンシャル・テクノロジーズ・エスエーの保証または見解でもない。本社債の購入者は、指数の算出が第三者から提供された膨大なデータを基礎にするものであり、誤謬、中断および遅延の可能性があることを認識し、承諾する。これにより、本社債に影響を及ぼす可能性がある参照指数の誤謬、中断および遅延が発生する可能性がある。

リフィニティブ

WM/Refinitivクロージング・スポット・レートは、リフィニティブにより提供される。リフィニティブは、インデックス・ルールに含まれるリフィニティブのデータの提供もしくは通知に係る誤謬もしくは遅延、またはそれらに依拠して行われた一切の行為について責任を負わない。

シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）

CMEグループ・マーケット・データは、ソシエテ・ジェネラルの特定の指数のための情報として許諾に基づいて使用されている。CMEグループは、ソシエテ・ジェネラルの指数およびサービスに対してその他の関係を有しておらず、ソシエテ・ジェネラルの一切の指数またはサービスについて支援、支持、推奨または奨励を行うものではない。CMEグループは、ソシエテ・ジェネラルの指数およびサービスに対して何らの義務も責任も負わない。CMEグループは、ソシエテ・ジェネラルが使用を許諾された一切の市場データについてその正確性および／または完全性を保証せず、その誤謬、遺漏または中断についていかなる責任も負わない。CMEグループとソシエテ・ジェネラルの間のいかなる契約または合意についても、第三者である受益者は存在しない。

別表

	対象バスケット構成資産	ティッカー	対象バスケット 構成資産の通貨	主な構成資産 (注6)	対象バスケット 構成資産の種類	対象バスケット 構成資産の リターンの種類
1	SGI US10YBond Index(注1)	IND1US10 <Index>	米ドル	米国債	原SGIインデックス	エクセス・リターン
2	SGI Ger10YBond Index(注2)	IND1GE10 <Index>	ユーロ	ドイツ国債	原SGIインデックス	エクセス・リターン
3	SGI JPY10YBond Index(注3)	IND1JP10 <Index>	日本円	日本国債	原SGIインデックス	エクセス・リターン
4	SGI Futures Series - US Large Cap Equity Index	SGBVRES1 <Index>	米ドル	米国株式	原SGIインデックス	エクセス・リターン
5	SGI Futures Series - European Large Cap Equity Index	SGBVRVG1 <Index>	ユーロ	欧州株式	原SGIインデックス	エクセス・リターン
6	SGI Futures Series - Japan Equity Index	SGBVRNK1 <Index>	日本円	日本株式	原SGIインデックス	エクセス・リターン
7	SGI PR F0 Gold Index(注4)	SGICPOGC <Index>	米ドル	金	原SGIインデックス	エクセス・リターン
8	SGI PR F0 Crude Oil Index(注5)	SGICPOCL <Index>	米ドル	原油	原SGIインデックス	エクセス・リターン
9	SGI FX Futures 1st Nearby QTR Roll - USD/EUR Index (USD - Excess Return)	SGMDFUEU <Index>	米ドル	ユーロ/米ドル 為替レート	原SGIインデックス	エクセス・リターン
10	SGI FX Futures 1st Nearby QTR Roll - USD/JPY Index (USD - Excess Return)	SGMDFUJP <Index>	米ドル	米ドル/円 為替レート	原SGIインデックス	エクセス・リターン
11	SGI ST Interest Rate Trend Following Index	SGIXTFMM <Index>	米ドル	ユーロおよび 米ドルの短期金利	原SGIインデックス	エクセス・リターン

- (注1) 2016年1月1日より前は、SGIXBTY <Index>がIND1US10 <Index>の代わりに使用されていた。
(注2) 2016年1月1日より前は、SGIXBRX <Index>がIND1GE10 <Index>の代わりに使用されていた。
(注3) 2016年1月1日より前は、SGIXBJB <Index>がIND1JP10 <Index>の代わりに使用されていた。
(注4) 2007年1月3日より前は、SGICGCSR <Index>がSGICPOGC <Index>の代わりに使用されていた。
(注5) 2007年1月3日より前は、SGICCLSR <Index>がSGICPOCL <Index>の代わりに使用されていた。
(注6) 本書提出日時点における当該指数の主な構成資産であり、今後、変更される可能性がある。

(B) 特別事由による償還

「特別事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- ・税制事由（以下に定義する。）
- ・特別税制事由（以下に定義する。）
- ・規制事由（以下に定義する。）
- ・不可抗力事由（以下に定義する。）
- ・債務不履行事由（下記「(5) 債務不履行事由」に定義する。）

本「(B) 特別事由による償還」に別段の定めがない限り、本社債の発行日以降に、本社債に関して本項に定める特別事由が発生した場合、発行会社は、主支払代理人および本社債権者に対して通知を行うことにより、発行会社が期限前償還に関する通知を行った日から14暦日後に、本項に従い、本社債を期限前償還することを選択することができる。

本社債は、本項の規定に従って償還される。

「法令変更」とは、(i)発行日後に、関連する新たな法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が採択、施行、公布、実行もしくは批准されること、(ii)発行日時点ですでに効力を生じていたが、発行日時点ではその施行もしくは適用の方法が不明もしくは不明確であった関連する法令もしくは規則（関連する租税に係る法令もしくは規則を含むが、これに限られない。）が施行もしくは適用されること、または(iii)発行日時点で存在していた関連する法令もしくは規則が改正され、もしくは発行日時点での関連する法令もしくは規則に関する管轄権を有する裁判所、裁決機関、規制当局その他の執行、立法、司法、課税、規制もしくは行政に関する権限もしくは機能を有する政府機関もしくは政府関係機関（発行日時点で存在したものに追加され、もしくはこれに代わる裁判所、裁決機関、当局もしくは機関を含む。）による解釈、適用もしくは取扱いが変更されることをいう。

「本社債の期限前償還」とは、いずれかの利払日において本社債の全部（一部は不可。）を、その期限前償還額で償還することをいう。

「不可抗力事由」とは、発行日以後に、規制事由関係者（以下に定義する。）の責めによらない事由の発生または国家の行為により、規制事由関係者が本社債に基づく義務を履行することが不可能になり、そのことにより本社債を存続させることが確定的に不可能になることをいう。

「規制事由」とは、発行会社および／もしくはその他の立場（本社債のマーケット・メーカーとしての立場を含むが、これに限られない。）におけるソシエテ・ジェネラルまたは本社債の発行に関与するその関連会社（以下「規制事由関連会社」といい、発行会社、ソシエテ・ジェネラルおよび規制事由関連会社のそれぞれを「規制事由関係者」という。）のいずれかに関する法令変更が発生した後、発行日後に、以下のいずれかの事由が生じることをいう。

- (i) いずれかの規制事由関係者が、本社債に基づく当該規制事由関係者の義務を履行するために負担することとなる租税公課、責任、罰金、費用、手数料もしくは規制上の資本費用（名称の如何にかかわらず）の金額または担保提供義務が（当該事由が発生する前の状況と比較して）著しく増加すること（本社債の発行に関して行われた取引の決済に係る決済条件またはかかる決済が行われないことに起因する場合を含むが、これに限られない。）。
- (ii) 規制事由関係者のいずれかが、(a)本社債を保有、取得、発行、再発行、代替、維持、償還または決済し、(b)当該規制事由関係者が本社債の発行に関して利用しうるその他の取引に係る資産（もしくはかかる資産に対する持分）について取得、保有、資金提供もしくは処分を行い、(c)本社債もしくは発行会社およびソシエテ・ジェネラルもしくはいずれかの規制事由関係者の間で締結された

契約に関する義務を履行し、または(d)当該規制事由関係者が発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して保有する直接的もしくは間接的な持分の全部もしくは実質的な部分について保有、取得、維持、増額、代替もしくは償還を行い、もしくは発行会社もしくは規制事由関係者のいずれかに対して直接的もしくは間接的な資金提供を行うために、発行日時時点で保有していない免許、承認、許可もしくは登録を政府もしくは政府間の、もしくは国際的な機関、組織、省庁もしくは部局から取得しなければならなくなり、または新たな規制を遵守するために定款を変更しなければならなくなることを。

(iii) 本社債の発行に関していずれかの規制事由関係者に重大な悪影響が及び、または及ぶ可能性があること。

「関連通知」とは、下記「(9) 通知」に従い、本社債権者および主支払代理人に対し、(i)税制事由、規制事由または不可抗力事由については30日以上45日以内に、(ii)特別税制事由については7日以上45日以内に行われる通知をいう。本社債権者に対する通知は取消不能である。

「特別税制事由」とは、発行会社が、本項に記載の追加額の支払いに関する取決めににもかかわらず、租税法域（下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に定義する。）の法令に基づき、本社債に係る次回の支払い（元利金の支払いを含む。）の際に、期限が到来し、支払われるべき金額の全額を本社債権者に支払うことを禁止されることをいう。

「税制事由」とは、(i)租税法域の法令の改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更（発行日以降に有効となるものに限る。）の結果、発行会社が下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に記載の追加額の支払義務を課されたか、または将来課されることとなり、かつ、(ii)発行会社が、利用可能な合理的手段を用いてもかかる義務を回避できないことをいう。

税制事由、特別税制事由、規制事由または不可抗力事由をそれぞれ、または総称して「例外的事由」という。

例外的事由または債務不履行事由が発生した場合、計算代理人は、関連通知を行うことにより、本社債の期限前償還の適用を決定することができる。

税制事由または特別税制事由の発生後に本社債の期限前償還が適用されない場合、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」は適用されない。

(C) 期限前償還

「期限前償還額」とは、計算代理人が決定する本社債の償還の期日における公正市場価値に相当する金額をいい、（本社債権者に対して公正市場価格を償還する上で回避することができない費用を考慮した後）かかる期限前償還がなければ当該期限前償還の日よりも後に支払期限が到来していたはずの本社債に関する発行会社の支払義務と経済的に同等の価値を本社債権者に対して保障する効果を有する（以下「関連市場価格」という。）。

疑義を避けるために、債務不履行事由の発生後における市場価格の算定のみにおいては、発行会社の信用力は考慮に加えないことを明記する（この場合、発行会社は本社債に関する債務を完全に履行することができるものとみなされる。）。

計算代理人が上記に従って決定する期限前償還額は、当該期限前償還の日（同日を含まない。）までの一切の経過利息を含むものとし、発行会社は、かかる償還に関し、期限前償還額に含まれる利息のほかには、利息（経過利息であるか否かを問わない。）その他の何らの金額も支払う義務を負わない。かかる計算が1年に満たない期間について行われる場合には、かかる計算は、日数調整係数（以下に定義する。）に基づいて行われる。

本項において「日数調整係数」とは、直前の利払日または（先行する利払日が存在しない場合には）利息起算日（同日を含む。）から当該支払いの期日（同日を含まない。）までの期間の日数（か

かる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。)を360で除した数をいう。

(3) 支払い

(A) 支払いの方法

本社債に係る支払いは、東京都所在の銀行に保有する被支払人の円建て口座への振込みにより行われる。

(B) 支払いに関する原則

本社債の大券の所持人は、当該大券により表章される本社債に関する支払いを受領する権限を有する唯一の者とする。発行会社の支払義務は、当該大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により支払われた各金額に関して免除される。ユーロクリアまたはクリアストリームの記録上に、大券により表章される本社債の一定の額面金額に係る実質所持人として記録されている者は、ユーロクリアまたは(場合により)クリアストリームに対してのみ、発行会社によって当該大券の所持人に対して、またはかかる所持人の指示により行われた各金額の支払いに係る自身の持分を請求することができる。大券の所持人以外の者は、大券に基づく支払いに関し、発行会社に対して請求権を有しない。

本社債に関しては、合衆国内の口座への支払いを行うことはできない。

(C) 本社債および利札の呈示

本社債に係る確定社債券に関する元金の支払いは(下記の規定に従い)上記(A)に規定する方法により当該確定社債券の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われ、確定社債券に関する利息の支払いは(下記の規定に従い)同様に利札の呈示および引渡し(または支払うべき金額の一部支払いの場合であれば裏書)と引換えによってのみ行われる。当該各支払いは、合衆国(アメリカ合衆国(その州、コロンビア特別区およびその属領を含む。以下同じ。))外)の支払代理人の指定事務所においてなされる。振込みによる支払いは、適用ある法令に従って、直ちに使用可能な資金により、被支払人が保有する合衆国外に所在する銀行の口座に対して行われる。本社債に係る確定社債券または利札に係る支払いは、合衆国内における発行会社または支払代理人の事務所または代理店における当該本社債または利札の呈示によっては行われず、またかかる支払いは合衆国内の口座への振込みまたは合衆国内の住所への郵送によっても行われない。

本社債に係る確定社債券の支払期限が到来した場合、当該本社債に関する支払期限未到来の利札(添付されているか否かを問わない。)は無効となり、かかる利札に関する支払いは行われない。本社債が、当該本社債に付される支払期限未到来のすべての利札なしに償還のために呈示された場合、当該本社債について支払われるべき金額の支払いは、発行会社が決定する補償の提供との引換えによってのみ行われる。

本社債に係る確定社債券の償還の期日が利払日ではない場合は、かかる本社債に関し直前の利払日または(場合により)利息起算日(同日を含む。)より発生した利息は関連する確定社債券の引渡しと引換えによってのみ支払われる。

(D) 大券に関する支払い

大券により表章される本社債に関する支払いは、確定社債券については、上記の規定または関連する大券に規定された方法によりかかる大券の呈示または(場合により)引渡しと引換えに(下記の規定に従い)合衆国外の支払代理人の指定事務所において行われる。各支払いの記録は、区別した上で、当該支払代理人によりかかる大券上に、または(必要に応じて)ユーロクリアもしくはクリアス

トリームの記録上になされ、かかる決済機関は、関連する各支払いについて、関連する大券の持分の保有者に対して記録する。

(E) 租税等に関する法令の遵守

いかなる場合においても、(i)すべての支払いは、あらゆる法域の租税その他の事項に関する法令および指令（法の適用によるものであるか、発行会社またはその支払代理人の契約によるものであるかを問わない。）を遵守して行われ、発行会社は、かかる法令、指令または契約により課されるいかなる性質の公租公課についても責任を負わず（ただし、下記「(7) 租税上の取扱い」の規定の適用を妨げない。）、また、すべての支払いは、(ii)アメリカ合衆国1986年内国歳入法（以下「合衆国内国歳入法」という。）第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求される源泉徴収または控除その他の合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、同条に基づく規則もしくは契約、同条の公式解釈または同条に係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われる源泉徴収または控除および(iii)合衆国内国歳入法第871条(m)に基づいて要求される源泉徴収または控除の対象となる。

かかる支払いに関して、本社債権者に対して何らの手数料または費用も課されない。

(F) 支払営業日

本社債に関する支払期日が支払営業日（以下に定義する。）でない場合、かかる本社債権者は、代わりに、当該地域における翌支払営業日に支払いを受領することができる。支払期日についてかかる調整がなされた場合であっても、本社債に関する支払額は、かかる調整による影響を受けない。

「支払営業日」とは、東京、ニューヨークおよびロンドンならびに（確定社債券の場合には）関連する呈示の場所において、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の業務を含む。）を行っており、かつ、TARGET営業日である日をいう。ただし、代理契約の規定に従う。

(G) 元金および利息の解釈

本社債の要項において、本社債に係る「元金」という表現には、必要に応じ、(i)本社債の満期償還額、(ii)本社債の期限前償還額、(iii)下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて元金に関して支払われるべき追加額および(iv)本社債に基づき、または本社債に関して発行会社により支払われるべきプレミアムその他の金額（利息を除く。）を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「利息」という表現には、必要に応じ、下記「(7) 租税上の取扱い、フランスの租税」に基づいて利息に関して支払われるべき追加額を含む。

本社債の要項において、本社債に係る「経過利息」という表現には、「(1) 利息、(B) 利息の発生」に規定されるように支払いが停止されている利息の遅滞分を含む。

(H) 支払障害事由

利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）の支払期日（当該日を以下「支払障害日」という。）以前に、支払障害事由（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が判断した場合、発行会社は、かかる支払障害事由の発生について本社債権者に対して下記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに通知を行う。

支払障害事由の発生後、以下の措置が講じられる。

(A) かかる利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）（以下「支払障害額」という。）の支払日は、(i)支払障害事由が消滅したと計算代理人が判断した日の2営業日後または（それより早い場合は）(ii)関連する支払障害額について予定される支払期日の30暦日後にあたる日（以下「支払障害カットオフ日」という。）まで延期される。疑義を避けるために、支払障害カットオフ日は、予定される満期日より後になることがあることを明記する。

(B) (i) 上記(A)(i)が適用される場合、発行会社は、関連する支払障害額から支払障害費用（以下に定義する。）（もしあれば）を差し引いた円建ての金額を支払い、(ii) 上記(A)(ii)が適用される場合、発行会社は、円建ての関連する支払障害額の支払いに代えて、以下の規定に従うことを条件として、関連する支払障害額を（関連する支払障害日における支払障害為替レート（以下に定義する。）を用いて）支払障害通貨（以下に定義する。）に換算し、関連する支払障害額から支払障害費用（もしあれば）を差し引いた支払障害通貨建ての金額を、支払障害カットオフ日に支払う。

上記(B)(ii)が適用される場合、計算代理人は、以下の手続に従い、誠実に、かつ商業上合理的な方法で、支払障害為替レートを決定する。

(A) 支払障害為替レートは、計算代理人により、または計算代理人のために決定される、外国為替市場の2つ以上の主要なディーラー（計算代理人により選定される。）が提供する当該日の円／支払障害通貨の為替レートの売値と買値の算術平均（必要な場合、小数第5位を四捨五入する。）とする。

(B) 当該日の円／支払障害通貨の為替レートの売値および買値を計算代理人に提供する主要なディーラーが2つに満たない場合、計算代理人が誠実に、かつ商業上合理的な方法で、支払障害為替レートを決定する。

疑義を避けるために、本「(H) 支払障害事由」に基づく利息の支払いの延期により利息計算期間が調整されることはなく、支払日の延期に関して追加の利息が支払われることもないことを明記する。

疑義を避けるために、これらの支払障害事由に関する規定は、発行会社が本社債の要項に基づくその他の決定を行うことを妨げるものではないことを明記する。

本「(H) 支払障害事由」の規定に基づくいかなる行為または不作為（支払いの延期および／または支払障害通貨による支払いを含むが、これらに限られない。）も、債務不履行事由を構成しない。

本「(H) 支払障害事由」において、

「支払障害通貨」とは、ユーロまたは米ドルのうち、発行会社または計算代理人が商業上合理的な方法で選択するものをいう。

「支払障害事由」とは、支払障害日において、日本円により支払障害額を支払うことが違法となり、不可能となり、またはその他の理由により実現困難となる事由（決済機関が、その業務および取引（本社債に係る収益および／または償還額の支払いを含むが、これらに限られない。）の決済通貨としての日本円の受入れを停止する旨の決定を行うことを含むが、これに限られない。）が発生することをいう。

「支払障害為替レート」とは、計算代理人が決定した日本円と支払障害通貨との間の為替レートをいう。

「支払障害費用」とは、(i) 発行会社および／またはその関連会社が本社債に関するヘッジ契約を解消するための費用ならびに(ii) 支払障害事由の発生または関連する支払障害額の支払いから直接生じる取引、支払いその他の費用および経費の合計額をいい、すべて計算代理人が誠実に、かつ商業上合理的な方法で決定する。

(I) 制裁

利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）の支払期日以前に、制裁障害事由（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が判断した場合、発行会社は、かかる制裁障害事由の発生について本社債権者に対して下記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに通知を行う。

制裁障害事由の発生後、以下の措置が講じられる。

(A) かかる利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）（以下「制裁障害額」という。）の支払日は、制裁障害事由が消滅したと計算代理人が判断した日の2営業日後（以下「解除後支払日」という。）まで延期される。疑義を避けるために、解除後支払日は、予定される満期日より後になることがあることを明記する。

(B) 制裁障害額の支払いは、特に解除後支払日が予定される満期日より後となる状況（ただし、これに限られない。）において、関連する決済機関がこれらの支払いをその業務および取引において取り扱うことができなくなったと判断した場合、当該決済機関の外で行われることがある。

疑義を避けるために、本「(I) 制裁」に基づく利息の支払いの延期により利息計算期間が調整されることはなく、支払日の延期に関して追加の利息が支払われることもないことを明記する。

疑義を避けるために、これらの制裁障害事由に関する規定は、発行会社が本社債の要項に基づくその他の事由が発生したと判断することを妨げるものではないことを明記する。

本「(I) 制裁」の規定に基づくいかなる行為または不作為（支払いの延期および／または支払障害通貨による支払いを含むが、これらに限られない。）も、債務不履行事由を構成しない。

「制裁障害事由」とは、本社債の要項および代理契約に基づき想定される発行会社による利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）の支払いが、制裁（以下に定義する。）への違反または侵害（既存の制裁の解釈の変更後の場合を含む。）となることをいう。

「制裁」とは、以下のいずれか（またはその機関）が制定し、管理し、または執行する経済制裁または金融制裁、禁輸措置その他これに類似する措置をいう。

(a) 国際連合

(b) アメリカ合衆国

(c) 英国

(d) 欧州連合またはその現在もしくは将来の加盟国

(J) サイバー攻撃

利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）の支払期日以前に、サイバー攻撃（以下に定義する。）が発生したと計算代理人が判断した場合（以下「サイバー攻撃障害事由」という。）、発行会社は、かかるサイバー攻撃障害事由の発生について本社債権者に対して下記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに通知を行う。

サイバー攻撃障害事由の発生後、かかる利息額、満期償還額その他の本社債に基づく支払額（もしあれば）（以下「サイバー攻撃障害額」という。）の支払日は、サイバー攻撃障害事由が消滅したと計算代理人が判断した日の2営業日後まで延期される。疑義を避けるために、かかる支払日は、予定される満期日より後になることがあることを明記する。ただし、発行会社は、サイバー攻撃障害事由が本社債に基づくサイバー攻撃障害額の支払義務に与える影響を排除するために、合理的に可能な限り速やかに措置を講じるよう最善の努力を尽くす。

「サイバー攻撃」とは、マルウェア、ランサムウェア、フィッシング、サービスの妨害もしくは停止もしくはクリプトジャッキングまたは不正な侵入、除去、複製、送信、削除、開示もしくは変更（これらに限られない。）の手口により、発行会社、計算代理人、それらの関連会社（以下「SGグループ」という。）またはそれらのITサービス・プロバイダーのコンピューター・システム（以下に定義する。）に不正にアクセスし、またはそのメンテナンスもしくは利用を通じて、情報の窃取、漏洩、改ざん、無効化または破壊を図る悪意ある行為または試みであって、これらの行為および試みに対する耐性を向上させるために発行会社、計算代理人およびそれらの関連会社またはそれらのITサービス・プロバイダーに適用される法令により（場合により）要求されるプロセスを実施してもなお、発行会社および／または計算代理人の本社債に基づく義務の履行を妨げるものをいう。

「コンピューター・システム」とは、すべてのコンピューター資源（特に、ハードウェア、ソフトウェア・パッケージ、ソフトウェア、データベース、周辺機器、機材、ネットワークおよびコンピューター・データ（対象データ（以下に定義する。）を含む。）を保存するための電子設備を含む。）をいう。

コンピューター・システムは、以下を指すものと解釈される。

- ・SGグループが所有するもの
- ・SGグループが当該システムの権利者との契約に基づき貸借し、運営し、または法的に保有するもの
- ・契約関係の範囲内で、第三者がSGグループのために運営するもの
- ・共有システム（特にクラウド・コンピューティング）の枠組みの中で、SGグループが契約に基づき利用できるもの

「対象データ」とは、コンピューター・システムによって保存され、または使用されるデジタル情報（機密データを含む。）をいう。

疑義を避けるために、本「(J) サイバー攻撃」に基づく利息の支払いの延期により利息計算期間が調整されることはなく、支払日の延期に関して追加の利息が支払われることもないことを明記する。

疑義を避けるために、これらの規定は、発行会社が本社債の要項に基づくその他の決定を行うことを妨げるものではないことを明記する。

本「(J) サイバー攻撃」の規定に基づくいかなる行為または不作為（支払いの延期および／または支払障害通貨による支払いを含むが、これらに限られない。）も、債務不履行事由を構成しない。

(K) 主支払代理人および支払代理人

当初の主支払代理人およびその他の支払代理人の名称および当初の指定事務所の住所は、以下のとおりである。

発行会社は、支払代理人を変更もしくは解任し、追加の、もしくはその他の支払代理人を任命し、または支払代理人が業務を行う指定事務所の変更を承認することができる。ただし、

- (i) 本社債が証券取引所に上場している、またはその他の関係当局により取引もしくは上場が許可されている限り、常に、関連する証券取引所の規則によって要求される地域に事務所を有する支払代理人（主支払代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (ii) 常に欧州の都市に指定事務所を有する支払代理人（主支払代理人になることができる。）が存在しなければならない。
- (iii) 計算代理人が存在しなければならない。
- (iv) 常に主支払代理人が存在しなければならない。

本社債に関する支払代理人（「支払代理人」）

名称	住所
ソシエテ・ジェネラル・ルクセンブルグ・エスエー (Société Générale Luxembourg SA) (主支払代理人)	ルクセンブルグ ルクセンブルグ市 2420 エミル ロイター アベニュー 11 (11, avenue Emile Reuter 2420 Luxembourg, Luxembourg)

いかなる変更、解任、選任または交代も、（支払不能の場合を除き、かかる場合には直ちに効力を生じる。）「(9) 通知」に従って本社債権者に30日以上45日以内の事前の通知を行った後にのみ効力を生じる。

代理契約に基づく行為に関しては、支払代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対してはいかなる義務も負わず、また代理または信託の関係を生じない。代理契約には、支払代理人と合併し、または支払代理人からすべてもしくは実質的にすべての資産の譲渡を受けた者が後任の支払代理人となることを認める規定が置かれている。

(4) 本社債の地位

本社債（関連する利札を含む。）は、上位優先債務（フランスの通貨金融法典（以下「本法典」という。）第L.613-30-3条第I-3°項に定義される。）に位置づけられる発行会社の直接、無条件、無担保かつ優先の債務を構成し、

- (i) (a)法律第2016-1691号（以下「本法律」という。）の施行日である2016年12月11日時点で存在していた発行会社のすべての直接、無条件、無担保かつ優先の債務および(b)本法律の施行日である2016年12月11日の後に発行された発行会社の現在または将来の上位優先債務（本法典第L.613-30-3条第I-3°項に定義される。）であるすべての債務と同順位であり、
- (ii) 法令上の優先権を付与する例外規定の適用を受ける発行会社の現在または将来のすべての債務に劣後し、
- (iii) 発行会社の現在および将来のすべての(a)非上位優先債務（以下に定義する。）ならびに(b)劣後債務および超劣後債務に優先する。

発行会社の裁判上の清算を宣言する判決が管轄裁判所により言い渡された場合、または発行会社がその他の理由により清算された場合、上位優先社債および関連する利札の保有者が支払いを受ける権利は、法定の優先権を有する債務の現在または将来のすべての保有者または債権者（以下「優先債権者」という。）に対する全額の支払いに劣後し、かかる全額の支払いが行われたことを条件に、上位優先社債および関連する利札の保有者は、上記(iii)に記載される債務の現在または将来の保有者または債権者に優先して支払いを受け、かつ、優先債権者に対する支払いが不完全である場合、上位優先社債および関連する利札に基づく発行会社の債務は消滅する。

上位優先社債および関連する利札の保有者は、発行会社に対して有しうるあらゆる請求権について、発行会社の清算を適正に完了させるために必要なすべての措置を講じる責任を負う。

「非上位優先債務」とは、発行会社の優先（*chirographaires*）債務または発行会社が発行するその他の金融商品であって、本法典第L.613-30-3条第I-4°項および第R.613-28条に定める債務のカテゴリーに該当し、または該当すると表記されているものをいう。

(5) 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（それぞれを以下「債務不履行事由」という。）が発生した場合、本社債権者は、発行会社に対して、本社債が期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還されるべき旨の書面による通知を行うことができ、これにより本社債は、期限の利益を喪失し、直ちに期限前償還額により償還される。

- (i) 本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）のいずれかに係る期限が到来した金額の支払いについて発行会社による債務不履行が発生し、かかる不履行が30日間継続すること。
- (ii) 発行会社が本プログラムに基づいて発行された社債（本社債を含む。）に基づく、またはこれに関するその他の義務を履行せず、かかる不履行の治癒を求める通知が発行会社に到達した後60日間かかる不履行が継続すること（ただし、かかる不履行が発行会社によって治癒することができないものである場合には、かかる不履行の継続は要件とならない。）。

(iii) 発行会社が支払不能もしくは破産の宣告もしくは何らかの破産法、支払不能法その他債権者の権利に影響を与える類似の法律に基づくその他の救済措置を求める手続を開始し、発行会社の設立地もしくは本店所在地において発行会社に対して支払不能、再生手続もしくは規制に関する主たる権限を保有する規制当局、監督当局その他これに類似の職務を有する者によって発行会社に対してかかる手続が開始され、発行会社がかかる手続に同意し、または発行会社が、自らもしくは上記の規制当局、監督当局もしくは類似の職務を有する者による解散もしくは清算の申立てに同意すること。ただし、債権者により開始された手続または債権者により行われた申立てであって、発行会社が同意していないものは債務不履行事由を構成しない。

(6) 社債権者集会

代理契約は、本社債、利札または代理契約の条項の変更に関する特別決議（以下「特別決議」という。）による承認を含む本社債権者の利益に影響を及ぼす事項を決議する社債権者集会（電話会議またはビデオ会議プラットフォームを利用して開催されたものを含む。）の招集に係る規定を定めている。かかる集会は、いつでも、発行会社または当該時点において未償還である額面総額の10%以上を保有する本社債権者により招集される。かかる社債権者集会における特別決議を行う定足数は、当該時点において未償還である額面総額の50%以上を有する本社債権者またはその代理人、延期集会においては、額面金額を問わず本社債を有する本社債権者またはその代理人とする。ただし、本社債に関する一定の条項の変更（本社債の満期日の変更、本社債に係る元金もしくは利息の減額もしくは免除、本社債もしくは利札の支払通貨の変更、特別決議を行うための要件の変更または発行会社の株式、社債その他の債務および／もしくは有価証券を対価とする本社債の交換もしくは売却もしくはそれらへの本社債の転換もしくはこれらを対価とする本社債の消却を含むが、これに限られない（代理契約により詳細な規定がなされる。）。）を議事とする社債権者集会について特別決議を行うために必要な定足数は、当該時点において未償還である額面総額の3分の2以上を保有する本社債権者またはその代理人とし、かかる集会の延期集会においては当該時点において未償還である額面総額の3分の1以上を保有する本社債権者またはその代理人とする。代理契約は、(i)代理契約に従って適式に招集され、開催された社債権者集会において、投票数の4分の3以上の多数によって可決された決議、(ii)当該時点において未償還である本社債の額面総額の90%以上を保有する者により、もしくはかかる者を代理して署名された書面による決議、または(iii)当該時点において未償還である本社債の額面総額の4分の3以上を保有する者により、もしくはかかる者を代理して決済機関を通じた電子的手段（主支払代理人が満足する形式）により取得された合意は、いずれの場合も、本社債権者の特別決議として有効である旨を規定している。社債権者集会において、上記の規定に従い、書面または電子的手段による合意により可決された特別決議は、その出席の有無を問わず、また当該決議に対する投票を行ったか否かを問わず、本社債権者および利札の所持人のすべてを拘束する。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者の同意なくして、本社債または代理契約の変更のうち、(i)本社債もしくは代理契約に含まれる曖昧な点もしくは瑕疵のある規定もしくは矛盾する規定を是正もしくは訂正するためのもの、もしくは形式的、軽微もしくは技術的なもの、(ii)本社債権者の利益を著しく害しないもの（ただし、当該変更を検討する目的で本社債権者の社債権者集会が開催された場合に特別決議を要する事項に関するものでないことを条件とする。）、(iii)明らかな誤謬もしくは証明された誤謬を是正するもの、または(iv)法律上の強行法規を遵守するためのものに合意することができる。かかる変更は本社債権者を拘束し、またかかる変更は下記「(9) 通知」に従い通知される。

(7) 租税上の取扱い

フランスの租税

以下は、日本国の税法上ならびに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および2007年1月11日付の改正議定書（以下「租税条約」と総称する。）上の日本国居住者であり、租税条約の利益を享受する権利を有する者であって、本社債との関係で日本国外の恒久的施設または固定的拠点を通じて行為を行っていない者による本社債の取得、保有および処分に関するフランスの租税上の重要な結果の要約である。

以下の記述は一般的な概要であり、特定の状況にある本社債権者に関連しうるフランスの税法および租税条約の全体像を示すことを意図したものではない。以下の記述は、本書提出日現在において、源泉徴収の対象となる本社債からの所得に課される税に関する情報について記載したものである。かかる情報は、本社債に関連して生じる可能性のある税制上の諸問題について、網羅的に説明することを意図したものではない。したがって、本社債への投資を検討する投資家は、本社債の購入、所有または処分に関する関連する各法域における当該投資家に対する課税関係について独自の税制上の助言を受けるべきである。

また、以下の記述は、発行会社の株式を同時に保有していない本社債権者に関連しうるものである。

本社債について発行会社によってなされた利息その他の収益の支払いには、当該支払いがフランス国外のフランス一般租税法第238-0条Aに定められた非協調国または非協調地域（以下「非協調国」という。）であって、同第238-0条Aの第2bis項第2°号に記載された国または地域以外のものにおいてなされた場合を除き、フランス一般租税法第125条AIIIに定められる源泉徴収税が課されない。本社債に基づく支払いがフランス国外で、フランス一般租税法第238-0条Aの第2bis項第2°号に記載された国または地域以外の非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第125条AIIIに基づいて75%の源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。非協調国のリストは、行政庁による命令により公表され、毎年更新される。

さらに、フランス一般租税法第238条Aに従い、当該本社債の利息その他の収益は、それらが非協調国に居住する者もしくは非協調国において設立された者に対して支払われ、もしくは生じた場合、または非協調国において設立された金融機関に開設された口座に対して支払われた場合、発行会社の課税収益の控除対象とはならない（以下「控除除外」という。）。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息その他の収益は、フランス一般租税法第109条以下に基づいてみなし配当とされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息その他の収益には、(i)税法上のフランス居住者ではない個人に対する支払いについては12.8%の税率、(ii)税法上のフランス居住者ではない法人に対する支払いについてはフランス一般租税法第219-I条第2項に定められる法人税の標準的な税率（すなわち、2022年1月1日以降に開始する事業年度については25%）、または(iii)フランス国外でのフランス一般租税法第238-0条Aの第2bis項第2°号に記載された国もしくは地域以外の非協調国において支払いについては75%の税率で、フランス一般租税法第119条第2項に基づいて定められる源泉徴収税が課される場合がある（ただし、一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

上記にかかわらず、本社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息その他の収益の支払いを認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、本社債の発行にはフランス一般租税法第125条AIIIに基づいて定められる75%の源泉徴収税および控除除外のいずれも適用されない（以下「本例外」という。）。フランスの公共財政公報 - 税務B0I-INT-DG-20-50-30第150号およびB0I-INT-DG-20-50-20第290号に基づき、本社債が下記のいずれかに該当する場合、本社債の発行は、発行会社がかかると本社債の発行の目的および効果を証明することなく、本例外の対象となる。

- (i) フランスの通貨金融法典第L.411-1条に定められる公募であって目論見書の公表が義務付けられるものまたは非協調国以外の国における公募に相当するものによって勧誘される場合。ここに「公募に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への勧誘書類の登録または提出が必要となる勧誘をいう。
- (ii) フランスもしくは外国の規制市場または多国間証券取引システムにおける取引が承認されており（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在していない場合に限る。）、かかる市場の運営が取引業者または投資サービス業者その他これに類似する外国の事業体によって行われている場合（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者または事業体が非協調国に所在しない場合に限る。）。
- (iii) その発行時において、フランスの通貨金融法典第L.561-2条に定められる中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しならびに支払いのためのシステムの運営機関またはこれに類似する外国の預託機関もしくは運営機関の業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運営機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債に係る一切の支払いは、いずれかの法域により、またはいずれかの法域のために課され、または徴収されることのある現在または将来の一切の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

本社債に係る支払いが租税法域の法令に基づいて現在または将来の公租公課、賦課または政府課徴金（性質の如何を問わない。）に係る源泉徴収または控除の対象となる場合、発行会社は、法律により許容される限度で、利息および元本の支払いについて、かかる源泉徴収または控除の後、各本社債権者が、支払期限の到来した元本および利息を受領するために必要な追加額を支払う。ただし、次の場合には、本社債に関し、かかる追加額は支払われない。

- (a) 単なる本社債の所持による以外にフランスと関係を有していることを理由として、本社債に関し、かかる公租公課、賦課または政府課徴金に対する責任を負担している者が本社債権者である場合。
- (b) 関連日（下記「(14) その他、(B) 消滅時効」に定義する。）から30日を超える期間が経過した後に支払いのための呈示がなされた場合。ただし、かかる30日目の日が支払営業日であったと仮定して所持人がかかる日に支払いのために本社債を呈示していたならばかかる追加額を受領する権利を有していた場合を除く。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、いかなる場合にも、(i) 合衆国内国歳入法第1471条(b)に規定される契約に基づいて要求され、もしくはその他合衆国内国歳入法第1471条ないし第1474条、これらに基づく規則もしくは契約、これらの公式解釈もしくはこれらに係る政府間の取組みを施行するための法律に基づいて行われ、(ii) 第871条(m)規則（以下に定義する。）に従って行われ、または(iii) 合衆国のその他の法律に基づき行われる源泉徴収または控除について、本社債に関し、いかなる追加額の支払いを行う義務も負わない。また、発行会社は、第871条(m)に基づいて課される源泉徴収額の決定に際し、一切の「配当同等物」（合衆国内国歳入法第871条(m)において定義される。）について、適用法令に基づき当該源泉徴収について適用されうる免除措置または減額措置にかかわらず、かかる支払いに適用されうる最も高い税率を適用して源泉徴収を行うことができる。

「租税法域」とは、フランスもしくはその行政上の下位区分またはそれらの課税当局をいう。

「第871条(m)規則」とは、合衆国内国歳入法第871条(m)に基づき発行される米国財務省規則をいう。

日本国の租税

居住者または内国法人である投資家および国内に恒久的施設を有しない非居住者または外国法人である投資家に対する本社債の課税上の一般的な取扱いは以下のとおりである。なお、本社債に投資する投

資家は、各自の状況に応じて、本社債の課税関係、本社債に投資することによるリスクおよび本社債に投資することが適当か否かについては、各自の会計・税務専門家等に相談する必要がある。また、以下は日本の租税に関する本書提出日現在の現行法令に基づく本社債の課税上の取扱いを述べたものであり、将来、法令改正等が行われた場合には、取扱いが異なる可能性があることに留意が必要である。

現行法令上、本社債は、外国法人が日本国外で発行した租税特別措置法第37条の11第2項第11号に定める公社債として取り扱われるのが相当であると考えられるが、本社債の性格、投資家の状況等から、日本の税務当局により上記と異なる取扱いをされた場合には、本社債の投資家に対する課税上の取扱いは以下に述べるものと異なる可能性があることにご注意ください。

(a) 居住者に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

本社債の利息については、居住者が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を控除した金額）につき、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われる。居住者は、申告不要制度または申告分離課税（上場株式等に係る配当所得等）を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、利子所得の金額に対し20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用される。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。また、個人投資家が申告分離課税を選択する場合には、本社債の利息と上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能である。本社債の利息に外国所得税が課されている場合には、一定の条件の下、外国税額控除の対象とすることができる。

居住者が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われませんが、上場株式等に係る配当所得等として申告分離課税の対象となる。

(ii) 譲渡に対する課税

本社債の譲渡による譲渡益については、原則として上場株式等に係る譲渡所得等として20%（所得税15%および地方税5%）の税率により申告分離課税の対象となる。なお、2037年12月31日までの各年分の上場株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

本社債の譲渡を行うに際して譲渡損が生じた場合は、申告分離課税の適用上、他の上場株式等に係る譲渡所得等との相殺は認められるが、上場株式等に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合は、その損失は他の所得と相殺することはできない。ただし、以下の特例の対象となる。

(イ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、一定の条件の下、その年の翌年以後3年内の各年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められる。

(ロ) 本社債の譲渡により生じた譲渡損失のうちその譲渡日の属する年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額は、申告を要件に当該損失をその年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）から控除することが認められる。

本社債は、特定口座制度の対象であり、居住者が金融商品取引業者に特定口座を開設し、その特定口座に保管されている本社債を含む上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等について「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本社債の譲渡に係る譲渡所得等について譲渡対価の支払いの際に20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、

申告不要制度を選択することができる。なお、2037年12月31日までの各年分の所得税の額に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課される。

(iii) 償還に対する課税

本社債の元金の償還により交付を受ける金額は本社債の譲渡に係る収入金額とみなされて、上記(ii)に記載の取扱いと同様に課税される。

(b) 内国法人に対する課税上の取扱い

(i) 利息に対する課税

内国法人が租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じて本社債に係る利息の支払いを受ける場合には、支払いを受けるべき金額（外国所得税が課されている場合には、その金額を加算した金額）につき、所得税15%の税率により源泉徴収が行われる。

当該利息は、原則として発生主義により、内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。内国法人は、上記で徴収された源泉税について所得税額控除の適用を受けることができる。外国所得税が課されている場合は、一定の要件の下で、外国税額控除の適用を受けることができる。

2037年12月31日までの間に生ずる利息に課される所得税の額（外国所得税が課されている場合は、その金額を控除した金額）に対しては、2.1%の税率により復興特別所得税が課され、所得税の額とあわせて源泉徴収されるが、この復興特別所得税は、内国法人の法人税の申告上、所得税の額とみなされて、法人税からの税額控除の対象となる。

内国法人が、一定の金融機関または公共法人等である場合には、一定の要件の下に、利息の金額について源泉徴収は行われない。

内国法人が本社債に係る利息を租税特別措置法第3条の3第1項に定める国内における支払の取扱者を通じないで受け取る場合には、源泉徴収は行われないが、当該内国法人の課税所得の計算上、益金の額に算入されることになる。

(ii) 本社債の期末時の評価

本社債が売買目的有価証券に該当する場合は、期末時に本社債を時価評価する。当該金額と帳簿価額との差額に相当する金額は、課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入される。

本社債が売買目的外有価証券に該当する場合で、会計上、本社債に係る取引を社債に係る取引とデリバティブ取引に区分せず、一括して処理している場合には、税務上もこの処理に従い、取得価額で評価する。一方、会計上、継続的に組込デリバティブ取引が普通社債部分から区分して損益認識されるときは、税務上も、当該区分処理が認められる。

(iii) 譲渡に対する課税

内国法人が、本社債を譲渡した場合は、譲渡対価から本社債の帳簿価額および譲渡費用を控除して計算した差額が譲渡損益として、当該内国法人の譲渡の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(iv) 償還に対する課税

本社債の償還が行われた場合は、償還金額から本社債の帳簿価額を控除して計算した差額（ただし、組込デリバティブ部分を区分した場合の償還差損益の算出方法は異なる可能性がある。）が、当該内国法人の償還の日の属する事業年度の課税所得の計算上、益金の額または損金の額に算入されることになる。

(c) 非居住者および外国法人に対する課税上の取扱い

非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息および償還差益ならびに本社債を譲渡したことにより生ずる所得については、当該非居住者および外国法人が国内に恒久的施設を有しない場合は、原則として日本において課税されないことになる。

(8) 準拠法および管轄裁判所

(A) 準拠法

代理契約、約款、本社債および本社債に起因または関連する契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に基づき解釈される。

上記「(4) 本社債の地位」は、フランス法に準拠し、同法に基づき解釈される。

(B) 管轄裁判所

発行会社は、英国の裁判所が本社債に起因または関連して生じうる紛争を解決する管轄権を有することに取消不能の形で合意し、それに伴って英国の裁判所の管轄権に服する。

発行会社は、英国の裁判所が不都合な裁判地であること、または管轄違いであることを理由として英国の裁判所に対して異議を申し立てる権利を放棄する。法律により認められる範囲で、本社債権者は、本社債および本社債に起因または関連して生じる発行会社に対する訴訟、法的措置または手続（以下「関連手続」と総称する。）について、管轄権を有するその他の裁判所に提起し、または申し立てることができ、複数の法域において同時に関連手続の提起または申立てを行うことができる。

発行会社は現在、英国、E14 4SG ロンドン、カナリー・ワーフ、ワン・バンク・ストリートに所在するソシエテ・ジェネラル・ロンドン支店（以下「SGLB」という。）を訴状送達代理人として任命している。SGLBが訴状送達代理人を辞任した場合または英国での登録を取り消された場合、発行会社は他の者を英国における訴状送達代理人に任命することに合意している。本項の記載は、法律で認められるその他の方法によって訴状を送達する権利に影響を及ぼさない。

発行会社は、代理契約および約款において、上記とほぼ同様の条項により、英国の裁判所の管轄に服することに合意し、訴状送達代理人を任命している。

(9) 通 知

本社債に関するすべての通知は、ヨーロッパで一般に頒布されている主要な一般日刊紙に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。

確定社債券が発行されるまで、かつ、本社債を表章する大券がすべてユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている限り、かかる新聞における通知の掲載は、それらの機関による本社債権者への伝達のためのユーロクリアおよび／またはクリアストリームに対する関連する通知の交付に代えることができる。

かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに対して当該通知がなされた日において本社債権者に対してなされたものとみなされる。

本社債権者が行う通知は、書面により（確定社債券の場合には）当該本社債とともに主支払代理人に提出することによりなされなければならない。本社債が大券により表章されている場合は、かかる通知は、本社債権者により主支払代理人およびユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームが当該目的のために同意する方法で、ユーロクリアおよび／または（場合により）クリアストリームを通じて主支払代理人に対して行うことができる。

(10) 引受けおよび買入れ－消却

(A) 引受けおよび買入れ

発行会社は、適用法令に従って公開市場において、またはその他の方法によりいかなる価額においても本社債を引き受け、かつ／または買い入れる権利を有する（ただし、確定社債券の場合はすべての期限未到来の付属利札も当該本社債とともに買い入れる。）。

発行会社により引き受けられ、または買い入れられた本社債はすべて、フランスの通貨金融法典第L.213-0-1条および第D.213-0-1条に従って引き受け、または買い入れ、かつ保有することができる。

(B) 消却

発行会社により、または発行会社のために、消却のために買い入れられた本社債はすべて直ちに（確定社債券の場合には、当該本社債に付属し、または当該本社債とともに引き渡される期限未到来の利札すべてとともに）消却される。買入消却された本社債はすべて（確定社債券の場合には、本社債とともに消却された期限未到来の利札すべてとともに）主支払代理人に引き渡され、再発行または再売却することはできず、当該本社債に係る発行会社の義務は免除される。

(11) 英国1999年契約（第三者権利）法

本社債は、本社債のいずれかの条項を強制し、または享受する英国1999年契約（第三者権利）法に基づく権利を付与するものではない。ただし、このことは、同法とは別に存在し、または実行することができる第三者の権利または救済策に影響を及ぼさない。

(12) 相殺権の放棄

本社債権者は、いかなる場合でも、発行会社が当該本社債権者に対して直接的または間接的に有し、または取得した権利、請求権または責任（発生理由の如何を問わない。また、疑義を避けるために、本社債に関するものであるか否かを問わず、あらゆる契約その他の文書に基づいて、もしくはこれらに関して生じた権利、請求権および責任または契約外の義務を含むことを明記する。）に対して放棄対象相殺権（以下に定義する。）を行使し、または主張することはできず、かかる各本社債権者は、かかる現実の、または潜在的な権利、請求権および責任に関して、適用ある法令によって認められる限りで放棄対象相殺権のすべてを放棄したとみなされる。

疑義を避けるために、本「(12) 相殺権の放棄」の規定は、何らかの減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求の権利を付与したものではなく、かかる権利を認めたものと解釈されるべきものでもなく、また、本「(12) 相殺権の放棄」がなければ本社債権者のいずれかにかかる権利が認められ、またはその可能性がある旨を定めたものではないことを明記する。

本「(12) 相殺権の放棄」において「放棄対象相殺権」とは、本社債に基づいて、またはこれらに関して、直接的または間接的に減殺、相殺、ネッティング、損害賠償、留保または反対請求を行う本社債権者の一切の権利または請求権をいう。

(13) バイルインおよび減額または転換権の承認

(A) 発行会社の債務に関するバイルインおよび減額または転換権の承認

各本社債権者（本項において、本社債の現在または将来の実質持分の保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、関連破綻処理当局（以下に定義する。）による本社債に基づく発行会社の債務に関するバイルイン権限（以下に定義する。）の行使の效果に拘束されること（かかるバイルイン権限の行使は、以下のいずれかまたはその組み合わせを含み、それらを生じさせる可能性がある。）、および本社債の要項が関連破綻処理当局または規制当局によるバイルイン権限（以下「法定バイルイン」という。）の行使の対象となり、（必要に応じて）かかる行使の効力を発生させるために変更される可能性があることを承認し、承諾し、同意し、合意する。

- (i) 本支払金額（以下に定義する。）の全部または一部の恒久的な減額
- (ii) 本支払金額の全部または一部の発行会社その他の者の株式その他の有価証券またはその他の債務への転換（および本社債権者に対する当該株式、有価証券または債務の発行）（本社債の要項の修正または変更によるものを含む。）。その場合、本社債権者は、本社債に基づく権利の代わりに発行会社その他の者の当該株式その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。
- (iii) 本社債の消却
- (iv) 本社債の満期の変更もしくは修正または本社債について支払われる利息額もしくは利息の支払期日の変更（一時的な支払いの停止を含む。）

(B) 法定ペイルインの取扱い

本支払金額の返済または支払いの期限の到来がそれぞれ予定された時点で、発行会社またはそのグループのその他の構成員に適用される有効なフランスおよび欧州連合の法令に基づき発行会社が当該返済または支払いを行うことが認められる場合を除き、いかなる本支払金額の返済または支払いについても、発行会社に関する法定ペイルインの行使後は、支払期限が到来せず、支払いが行われない。

本社債に関して法定ペイルインが行使された場合、発行会社は、かかる法定ペイルインの行使について本社債権者に対して上記「(9) 通知」に従って実務上可能な限り速やかに書面による通知を行う。また、発行会社は、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するが、主支払代理人は、かかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社が通知を遅滞した場合、または通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、法定ペイルインの有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記の本社債に対する効果に影響を及ぼさない。

本社債に係る法定ペイルインの行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本社債の発行会社その他の者の他の有価証券または債務への転換は、債務不履行事由に該当せず、その他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、本社債権者に対して救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を付与するものではなく、かかる権利は本項により明示的に放棄される。

法定ペイルインが行使された場合、発行会社および各本社債権者（本社債の実質持分の所有者を含む。）は、法定ペイルインの行使に関連して(a)主支払代理人が本社債権者からいかなる指示も受ける義務を負わないこと、および(b)主支払代理人は代理契約に基づきいかなる義務も課されないことに同意する。

上記にかかわらず、法定ペイルインの行使の完了後に未償還の本社債が残存する場合（例えば、法定ペイルインの行使の結果、本社債の元金が部分的に減額されるのみとなる場合）、代理契約に基づく主支払代理人の義務は、発行会社および主支払代理人が代理契約の改定契約に従って合意する範囲内において、当該完了後の本社債について継続して適用される。

法定ペイルインにおいて、関連破綻処理当局によるペイルイン権限が本支払金額の総額未満の金額に関して行使された場合、主支払代理人が、発行会社または（場合により）関連破綻処理当局から異なる指示を受けた場合を除き、本社債に関する消却、減額または転換は、按分計算により行われる可能性がある。

本項に規定される事項は、上記の事項に関するすべてを網羅したものであり、発行会社と各本社債権者との間のその他の契約、取決めまたは合意を排除する。

本社債権者は、本項に基づく手続において必要な費用（発行会社および主支払代理人が負担するものを含むが、これらに限られない。）の一切を負担する義務を負わない。

本「(13) ペイルインおよび減額または転換権の承認」において、

「本支払金額」とは、本社債の関連市場価格をいう。

「ペイルイン権限」とは、銀行、銀行グループに属する会社、金融機関および／または投資会社の破綻処理に関連する法令、規則または要件（金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定する欧州連合の指令または欧州議会および欧州連合理事会の規則に関連して施行され、採択され、または制定されたかかる法令、規則または要件を含むが、これらに限られない。）またはその他の適用ある法律もしくは規則（その後の改正を含む。）等に基づいて随時存在する法律に基づく消却、減額および／または転換の権限であって、それらに基づいて銀行、銀行グループに属する会社、金融機関もしくは投資会社またはその関連会社の債務の減額、消却、変更その他の方法による修正および／または債務者その他の者の株式その他の有価証券もしくは債務への転換が行われうるものをいう。

「MREL」とは、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定する2014年5月15日付の欧州議会および欧州連合理事会指令2014／59／EU（その随時の改正を含む。）に定義される自己資本および適格債務の最低基準をいう。

「関連破綻処理当局」とは、発行会社に対してペイルイン権限を行使する権限を有する当局をいう。

(14) その他

(A) 代わり社債

本社債または利札が紛失し、盗取され、切断され、汚損し、または毀損した場合、主支払代理人の指定事務所において、関連する証券取引所の要件およびすべての適用ある法令に基づき、申請者によるそれに関して発生した費用の支払いおよび発行会社が合理的に要求する証拠、担保、補償（特に、紛失し、盗取され、または毀損されたと主張される本社債または利札が、その後支払いのために提示された場合、請求により、発行会社が当該本社債に関して支払うべき金額が、発行会社に対して支払われる旨が規定されることがある。）、利札等を提供することにより、取り替えることができる。汚損または毀損した本社債または利札は代替物が発行されるまでに引き渡されなければならない。紛失または盗取の場合の本社債および利札の取替えは、ルクセンブルクの無記名式有価証券の非任意的な占有喪失に関する1996年9月3日付の法律（その後の改正を含む。以下「1996年非任意占有喪失法」という。）の手續に服する。

(B) 消滅時効

関連日の後、元金については10年間、利息については5年間、元金および／または利息に関する請求を行わない場合、本社債（および関連する利札）に対する請求権は無効となる。

1996年非任意占有喪失法により、(i)本社債について異議（*opposition*）が申し立てられ、かつ、(ii)本社債が失権（1996年非任意占有喪失法に定義される。）する前に本社債の期限が到来した場合、本社債に基づいて支払われるべき（しかし、いまだ本社債権者に支払われていない）金額の支払いは、異議が取り下げられ、または本社債の失権がなされるまでの間は、ルクセンブルクの委託基金（Caisse des consignations）に対して行わなければならない。

「関連日」とは、関連する支払いに関する期限が最初に到来する日をいう。ただし、主支払代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員の全額を受領していなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、上記「(9) 通知」に従いその旨の通知が本社債権者に対して適法になされた日をいう。

(C) 追加発行

発行会社は随時本社債権者の同意なくして本社債とすべての点で同順位かつ同様の要項（発行日、利息起算日、発行価格ならびに／または初回利払いの金額および日付を除く。）で本社債を追加発行でき、かかる追加発行された本社債は発行済の本社債と統合され、単一のシリーズをなす。

(D) 本社債の様式、権原および譲渡

(イ) 様式および権原

本社債は、当初仮大券の様式により発行され、発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通預託機関に交付される。本社債に係る大券は、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている大券によって表章されている間、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームの記録上、本社債の一定の額面金額の保有者として記録されている者（ユーロクリアまたはクリアストリームを除く。）（この関係で、一定の者の口座に対応する本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームにより発行される証明書その他の文書は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点で終局的なものであり、拘束力を有する。）は、本社債の当該額面金額に係る元利金の支払い以外のすべての点で、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる。かかる元利金の支払いに関しては、関連する大券の所持人は、当該大券の要項に従い、発行会社および支払代理人によって本社債の当該額面金額の保有者とみなされる（「本社債権者」および「本社債の所持人」ならびにそれらに関連する文言は、上記に従って解釈される。）。

（ロ）大券の持分の譲渡

ユーロクリアまたはクリアストリームのために保有されている大券により表章される本社債は、当該時点におけるユーロクリアまたはクリアストリームの規則および手続に従ってのみ譲渡することができる。

大券の実質持分の譲渡は、ユーロクリアまたはクリアストリームにより実行され、さらに、かかる持分の譲渡人および譲受人のために行為する当該決済機関のその他の参加者および（場合により）間接的な参加者により実行される。

（ハ）交換

本社債に係る大券の実質持分は、上記「（ロ）大券の持分の譲渡」ならびにすべての適用ある法令および規制を遵守し、当該時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および業務手順ならびに代理契約の規定に従ってのみ確定社債券または（同一の額面金額の）他の大券の実質持分に交換することができる。

本社債に係る仮大券の持分は、交換日（以下に定義する。）以降、当該仮大券の要項に従い、米国財務省規則の要求に基づいて、非米国人の実質所有に係る証明書と引換えに（ただし、かかる証明書がすでに交付されている場合を除く。）請求により（無料で）（i）恒久大券の持分または（場合により）（ii）利札が付された確定社債券（確定社債券の場合、恒久大券に規定される通知期間の対象となる。）のいずれかに交換することができる。仮大券の恒久大券の持分への交換は、確定社債券がまだ発行されていない場合にのみ行われる。確定社債券がすでに発行されている場合には、その後、仮大券は、その要項に従って確定社債券にのみ交換することができる。仮大券の保有者は、適正に証明書を提出したにもかかわらず仮大券の恒久大券の持分または確定社債券への交換が不適切に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降に支払期限を迎える利息、元金その他の金額の支払いを受ける権利を有しない。

「交換日」とは、（i）仮大券の発行後40日を経過した時点および（ii）関連する本プログラムに係るディーラーが本社債の販売が完了したと証明した後40日が経過した時点のいずれか遅い方の直後の日をいう。

以下のいずれかの事由（以下「交換事由」という。）が発生した場合（下記（iii）の事由が発生した場合には発行会社により）、利札が付された恒久大券の全部（一部は不可。）が（無料で）確定社債券に交換される。

（i）債務不履行事由が発生し、継続していること。

- (ii) ユーロクリアおよびクリアストリームがともに連続する14日間営業を停止し（休日、法律上の理由等による場合を除く。）、または営業を恒久的に停止する意思を公表し、もしくは実際に営業を恒久的に停止し、かつ、後継の決済機関が利用できない旨の通知を発行会社が受けること。
- (iii) 発行会社が、本社債に係る次回の支払いの際に、上記「(3) 支払い」および「(7) 租税上の取扱い」に記載の追加額を支払うことが要求されるが、本社債が確定社債券であればかかる支払いが不要であること。

交換事由が発生した場合、発行会社は、直ちに上記「(9) 通知」に従って本社債権者に対して通知を行う。交換事由が発生した場合、（恒久大券の持分の所有者の指示に従って行動する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対して交換を請求する通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初にかかる通知を受領した日から10日以内に行われる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ペイルイン規制

発行会社が本社債に基づく債務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある要因

発行会社が債務不履行となり、または破産した場合、本社債権者は、投資した金額の一部または全部を喪失する可能性がある。発行会社が法定のペイルイン制度（以下「ペイルイン」という。）に関連する規制に関する措置の対象となる場合、その負債は減額されてゼロとなる可能性、持分証券（株式）もしくは負債性証券に転換される可能性、または満期が延長される可能性がある。本社債権者の投資は、いかなる保証制度または補償制度の対象ともならない。発行会社の信用格付は、そのコミットメントを履行する能力の評価である。したがって、発行会社の信用格付の実際の格下げまたは格下げの見込みは、本社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

発行会社によって発行される上位優先債務は発行会社の非上位優先債務に優先するものの、適用される破綻処理に係る法律に従った発行会社の破綻処理の結果、損失を被る可能性がある。

金融機関の破綻処理に関するフランス法および欧州の法令により、発行会社が破綻処理の条件を満たしているとみなされた場合、本社債の減額または株式への転換その他の破綻処理措置が義務付けられる可能性がある。

信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを設定する欧州議会および欧州連合理事会の2014年5月15日付指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が、2014年7月2日に施行された。

2023年4月、欧州連合委員会はBRRD等を改正するための法案を発表した。当該法案によると、本社債のような上位優先債務証券は、発行会社の非付保非優先預金と同順位ではなくなり、本社債のような上位優先債務証券は、支払いの権利について、すべての預金者の債権に劣後することとなる。

この法案は、最終化され、適用される前に、欧州議会および欧州理事会により議論され、修正される見込みである。欧州連合委員会の法案がそのまま採択された場合、上位優先社債の投資家が、ペイルイン権限の行使により、投資額の全部または一部を失うリスクが高まる可能性がある。当該法案により、本社債のような上位優先債務証券の格付が引き下げられる可能性もある。

また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）の枠組みおよび単一破綻処理枠組の中で信用機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的規則および統一的手続を確立するための欧州議会および欧州連合理事会の2014年7月15日付規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）により、各国の破綻処理当局との連携の下、単一破綻処理理事会（以下「SRB」という。）に付与される一元化された破綻処理の権限が設定された。

2014年11月以降、欧州中央銀行は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づくユーロ圏加盟国の重要な信用機関の健全性に係る監督を引き継いでいる。また、信用機関および一定の投資会社の破綻処理についてユーロ圏全体の一貫性を確保するため、SRMが導入されている。前述のとおり、SRMはSRBによって運営されている。SRM規則第5条(1)に基づき、SRMは、欧州中央銀行の直接的な監督に服するこれらの信用機関および一定の投資会社について、BRRDに基づき欧州連合加盟国の破綻処理当局に付与されているものと同等の責任および権限を付与されている。SRBは、2016年初頭より当該権限の行使が可能となった。

発行会社は、SSM内における欧州中央銀行と各国の権限のある当局の連携および各国の指定された当局との連携に関する枠組みを設定するための欧州中央銀行の2014年4月16日付規則（EU）468/2014号（SSM規則）第49条(1)に定める重要な監督対象法人に継続して指定されており、その結果、SSMとの関

係で欧州中央銀行による直接の監督に服している。これはすなわち、発行会社が、2015年に有効となったSRMの対象にもなっていることを意味している。SRM規則はBRRDを踏襲し、また、その大部分においてBRRDを参照しており、これによりSRBは、各国の関連する破綻処理当局が行使しうる権限と同一の権限を行使することが可能となっている。

BRRDおよびSRM規則は、信用機関および一定の投資会社の再建および破綻処理に関する欧州連合全域にわたる枠組みを設定することを目的に掲げている。BRRDが規定する制度は、特に、金融機関の破綻が経済および金融システムに与える影響（納税者の損失に対するエクスポージャーを含む。）を最小化しつつ、経営難に陥った、または破綻した金融機関に十分早期に、かつ迅速に介入することによって、かかる金融機関の重要な金融および経済に係る機能の継続性を維持するための信頼性のある措置を実施する権限を各欧州連合加盟国が指定する破綻処理当局（以下「指定破綻処理当局」という。）に付与するために必要であるとされている。

SRM規則の規定に従い、適用ある場合、SRBは、意思決定過程に関連するすべての点において、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局の地位を承継し、BRRDに基づき指定された各国の破綻処理当局は、SRBにより採択された破綻処理スキームの実施に関連する業務を継続する。金融機関の破綻処理計画の策定に関連するSRBと各国の破綻処理当局の間の連携に関する規定は、2015年1月1日から適用が開始され、2016年1月1日以降、SRMは全面的に運用されている。

SRBは、発行会社の指定破綻処理当局である。

BRRDおよびSRM規則により指定破綻処理当局に付与される権限には、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）および適格債務（低順位の証券だけではすべての損失を吸収することができないことが判明した場合は、シニア社債等の高順位の負債性証券を含む。）に、一定の優先順位に基づいて、破綻処理の対象となる発行者である金融機関の損失を吸収させる減額または転換を行う権限（ベイルイン権限）が含まれている。SRM規則によると、（i）金融機関が破綻しているか、または破綻する可能性が高いと指定破綻処理当局が判断し、（ii）破綻処理措置以外の措置では合理的な期間内に破綻を回避することができ合理的な見込みがなく、かつ（iii）破綻処理の目的（特に、重要な機能の継続性を維持すること、金融システムに対する重大な悪影響を回避すること、特別な公的財政支援への依存を最小化することにより公的資金を保護することならびに顧客の資金および資産を保護すること）を達成するために破綻処理措置が必要であり、かかる金融機関を通常の倒産手続で清算したのでは同程度にその破綻処理の目的を実現することができない場合、破綻処理の条件が成就したとみなされる。

指定破綻処理当局は、資本性証券（劣後負債性証券を含む。）の全部もしくは一部の減額もしくは株式への転換の権限を行使しない限り金融機関もしくはそのグループが存続し得ないと判断した場合、または金融機関が特別な公的財政支援を必要としている場合（SRM規則第10条に規定される方法で特別な公的財政支援が提供された場合を除く。）、破綻処理措置とは別に、またはこれとあわせて、かかる減額または転換を行うことができる。本社債の要項には、破綻処理および実質破綻時における資本性証券の減額または転換に関連するベイルイン権限の実行に関する規定が含まれている。

ベイルイン権限により、本社債は、完全に（つまりゼロまで）、もしくは部分的に減額され、もしくは普通株式その他の持分証券に転換され、または本社債の条件が変更される可能性がある（例えば、満期および／もしくは利息が変更され、かつ／または一時的な支払いの停止が命じられる可能性がある。）。特別な公的財政支援は、破綻処理措置を可能な限り最大限に検討し、適用した後の最後の手段としてのみ行われなければならない。株主ならびに資本性証券およびその他の適格債務の保有者が、減額、転換その他の方法により、損失の吸収および自己資本を含む負債総額の8%の資本再構成に充当するための最低額の拠出を行うまでは、かかる支援は行われない。

BRRDは、指定破綻処理当局に対し、バイルイン権限に加えて、破綻処理の条件を満たした金融機関についてその他の破綻処理措置を実施するより広い権限を与えており、かかる権限には、金融機関の事業の売却、承継機関の創設、資産の分離、負債性証券の債務者としての金融機関の地位の交代または代替、負債性証券の要項の変更（満期および／もしくは利息額の変更ならびに／または一時的な支払いの停止を含む。）、経営陣の解任、暫定的な管理人の選任ならびに金融商品の上場および取引許可の停止が含まれるが、これらに限定されない。

破綻処理当局は、破綻処理措置（バイルイン権限の実行を含む。）を実施する前、または関連する資本性証券の減額もしくは転換を行う権限を行使する前に、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、公的機関から独立した者により行われるようにしなければならない。

しかし、BRRDおよびSRM規則はまた、例外的な状況において、バイルインの措置が適用される場合、SRBは一定の負債の全部または一部について、一定の状況下で減損または転換を行う権限の適用範囲から除外する可能性があるとしている。

2016年1月1日以降、欧州連合の信用機関（発行会社を含む。）および一定の投資会社は、SRM規則第12条に従って、自己資本および適格債務の最低基準（MREL）を常に満たす必要がある。MRELは、金融機関の負債総額および自己資本に対する割合として表示されるものであり、破綻処理を円滑に進めるために、金融機関がバイルイン権限の実効性を妨げるような態様で負債を構成することを防止することを目的としている。

この制度は欧州連合の立法機関が採択する改正を受けて発展してきた。2019年6月7日、いわゆる「欧州連合銀行パッケージ」の改正案の一環として、次の法案が2019年5月14日付欧州連合官報に掲載された。

- ・信用機関および投資会社の損失吸収および資本再構成能力（以下「TLAC」という。）に関してBRRDを改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付指令（EU）2019／879（以下「BRRD II」という。）
- ・信用機関および投資会社のTLACに関してSRM規則を改正する欧州議会および欧州連合理事会の2019年5月20日付規則（EU）2019／877号（BRRD IIとあわせて以下「欧州連合銀行パッケージ改革」と総称する。）

欧州連合銀行パッケージ改革はとりわけ、銀行セクターのリスクを削減し、今後発生しうる危機への金融機関の耐性をさらに高めることにより銀行同盟を強化し、金融システムにおけるリスクを削減するという目標の下、特定のMRELに関する既存の制度等を調整することにより、金融安定理事会のTLACタームシート（以下「FSB TLACタームシート」という。）により実施されるTLACの基準を導入した。

TLACは、FSB TLACタームシートに従って導入された。FSB TLACタームシートによって、発行会社を含むグローバルなシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）には、各々について個別に決定される最低TLACの水準が課される。かかる水準は、（i）2022年1月1日まではリスクアセットの16%に適用あるバッファを加算したもの、その後は18%に適用あるバッファを加算したもの、および（ii）2022年1月1日まではバーゼルIIIレバレッジ比率に係る分母の6%、その後は6.75%（これらはそれぞれ企業ごとの追加要件により増額される可能性がある。）に等しい金額以上となる。

信用機関および投資会社の健全性要件に関する欧州議会および欧州連合理事会の2013年6月26日付規則（EU）575／2013号（以下「CRR」という。）（レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本および適格債務に係る要件、カウンターパーティ信用リスク、市場リスク、中央清算機関に対するエクスポージャー、集団投資事業に対するエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告および開示の要件に関する規則（EU）2019／876号（以下「CRR II」という。）により改正されたもの）に従い、発行会社等の

欧州連合のG-SIBは、CRR IIの発効時から、MREL要件に加えて、TLAC要件を遵守しなければならない。そのため、発行会社等のG-SIBは、TLAC要件およびMREL要件の両方を遵守しなければならない。

したがって、MREL適格債務の基準は、CRR IIに基づくTLAC適格債務に係る基準と密接に整合しているが、BRRD IIにおいて導入された補足的な調整および要件の対象となっている。特に、デリバティブ要素が組み込まれた一定の負債性商品（一定の仕組債等）は、一定の条件に従い、事前に判明している満期時に弁済される元金額が固定され、または増額され、追加的なリターンのみが当該デリバティブ要素に連動し、参照資産のパフォーマンスの影響を受けることが許容されているものである限度において、MREL要件を満たす適格なものとなる。

MRELに基づき要求される資本および適格債務の水準は、SRBにより、発行会社について単体ベースおよび／または連結ベースで、システム上の重要性を含む一定の基準に基づいて設定される。適格債務は、シニアまたは劣後のいずれでもよいが、残存期間が1年以上であること、欧州連合以外の法律に準拠する負債を減額または転換する指定破綻処理当局の権限を契約上認識していること等を条件としている。

MRELを満たすために使用される債務の範囲には、原則として、一般の無担保債権者から生じる債権に起因するすべての債務（非劣後債務）が含まれる。ただし、BRRD（BRRD IIにより改正されたもの）に定める特定の適格性基準を満たさない場合はこの限りでない。ペイルイン・ツールの効果的な使用を通じて金融機関および事業体の破綻処理の実行可能性を向上させるため、SRBは、特にペイルインの対象となる債権者が通常の倒産手続の下で負担する損失を上回る損失を破綻処理において負担する可能性が高い場合には、自己資本およびその他の劣後債務によりMRELを満たすよう要求できると考えられる。さらに、SRBは、ペイルイン・ツールの適用から除外される債務の金額が、MREL適格債務を含むある種類の債務における一定の閾値に達する場合には、金融機関および事業体に対して自己資本およびその他の劣後債務でMRELを満たすよう要求する必要性を評価しなければならない。MRELのためにSRBが要請する負債性商品の劣後性は、TLAC基準により認められるとおり、CRR（CRR IIにより改正されたもの）に従いTLAC要件を非劣後の負債性商品で部分的に満たす可能性に影響を与えない。100十億ユーロを超える資産を有する破綻処理グループ（発行会社を含むトップ・ティアの銀行）に対しては、特定の要件が適用される。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の表紙に、発行会社の名称およびロゴ、本社債の名称ならびに売出人の名称が記載される。

目論見書の表紙の裏面に以下の文言が記載される。

「ソシエテ・ジェネラル 2029年2月7日満期 SGIオペラ・プラス戦略指数連動クーポン付 円建て社債（以下「本社債」といいます。）の利息額は、参照指数の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第2 売出要項、3 売出社債のその他の主要な事項」をご参照ください。本社債への投資は、株式先物、債券先物、短期金利先物、為替先物、コモディティ先物等の市場の動向により直接的に影響を受けます。これらのリスクに耐えうる投資家のみが本社債への投資を行ってください。」

「(注)発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度 自 2022年1月1日) 2023年6月29日
((2022年度) 至 2022年12月31日) 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書

(事業年度 自 2023年1月1日) 2023年9月28日
((2023年度中) 至 2023年6月30日) 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本社債に係る変動利息計算期間における利息額が参照指数の水準により決定されるため、参照指数についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

参照指数の過去の推移（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の 年別 最高・最低値	年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
						1月1日から 7月13日まで	7月14日から 12月31日まで	
	最高	1,319.476	1,332.997	1,350.908	1,376.050	1,386.647	1,384.082	
	最低	1,278.945	1,299.242	1,310.461	1,329.477	1,352.745	1,351.855	
最近6ヶ月 の月別 最高・最低値	月	2023年7月		2023年 8月	2023年 9月	2023年 10月	2023年 11月	2023年 12月
		1日から 13日まで	14日から 31日まで					
	最高	1,386.510	1,384.082	1,380.414	1,375.962	1,363.850	1,360.133	1,360.435
	最低	1,378.224	1,380.543	1,370.824	1,365.370	1,353.192	1,354.559	1,351.855

（注） 参照指数の算定開始日は2023年7月14日である。本表に記載されている同日より前の数値は、当該時点で参照指数の算定を行ったと仮定して、インデックス・ルールに基づき算出した想定値である。2024年1月23日の参照指数の終値は、1,363.897ポイントであった。

出典：ソシエテ・ジェネラル、ブルームバーグ

参照指数の終値の過去の推移は参照指数の将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において参照指数が上記のように変動したことによって、参照指数および本社債の時価が本社債の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。